

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業
(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」公募要領

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研センター」という。)は、平成25年度補正予算で措置された「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」を国から交付された運営費交付金により実施することを予定しており、本事業で実証研究等の実施(公募課題の受託)を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

1 事業概要

生研センターは、農林水産省が定める「農林水産研究基本計画」に則しつつ、民間企業、大学、独立行政法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。

攻めの農林水産業を実現するため、①消費者ニーズや民間の技術開発ニーズに立脚し、輸出拡大をも視野に入れた新品種や新技術による強みのある農畜産物づくり、②大規模経営における省力・低コスト生産体系の確立、③民間の技術力の活用などにより、従来の限界を打破する生産体系への転換を進めることが急務となっています。

このため、本事業では民間・大学・独法などのオールジャパンの英知を結集して、革新的な技術体系を確立するための実証研究について、公募を通じて研究を委託します。

2 公募研究課題及び公募類型

(1) 公募研究課題

全国において本事業を推進するため、以下の技術体系実証研究の公募研究課題を設定し、試験研究計画の提案書の公募を行います。ただし、宮城県、岩手県及び福島県において研究・実証地区を設定して行おうとする実証研究は本事業の対象となりません。

公募研究課題の具体的な内容については別表のとおりとし、実施に当たっては、別紙1に基づき行っていただきます。

- ① 公募研究課題1：米・麦・大豆・野菜類等を導入した省力・低コスト化等を可能とする水田輪作体系
- ② 公募研究課題2：てんさい・ばれいしょ等を導入した省力・低コスト化等を可能とする畑輪作体系
- ③ 公募研究課題3：地域作物(落花生、さとうきび、茶等)の省力・低コスト化等を可能とする生産技術体系
- ④ 公募研究課題4：畜産の生産性向上、省力化等を可能とする生産技術体系
- ⑤ 公募研究課題5：野菜・花きの効率的な生産を可能とする施設園芸技術体系
- ⑥ 公募研究課題6：露地野菜の省力化及び安定生産を可能とする技術体系

- ⑦ 公募研究課題 7：果樹の省力化・軽労化及び安定生産を可能とする技術体系
- ⑧ 公募研究課題 8：農林業における鳥獣被害の低減を可能とする技術体系
- ⑨ 公募研究課題 9：林業の省力化・低コスト化等を可能とする技術体系
- ⑩ 公募研究課題 10：水産業の効率化・生産性向上等を可能とする技術体系

(2) 技術体系実証研究の公募の種類

(1) の技術体系実証研究の公募研究課題は、次のいずれかの種類により試験研究計画の提案書を公募します。

① 網羅型研究

(1) のそれぞれの公募研究課題について、別表に掲げた「目指す技術体系」ごとに、これらを網羅した試験研究計画の提案書を公募単位とします。

② 個別要素技術型研究

①の網羅型研究を補完しうる個別の要素技術についての提案書を公募単位とします。

なお、網羅型研究に提案された試験研究計画の一部を個別要素技術型研究において提案いただくことも可能ですが、重複採択は行いません。

(3) 研究・実証地区等

本事業では、実証研究の円滑な推進及び研究成果の普及の観点から、予め都道府県の農林水産生産振興部局又は普及担当部局等の理解を得た上で研究実施者が「研究・実証地区」を設定し、農林漁業者等の経営の中で実証研究を行うこととします。

原則として、提案する1つの試験研究計画につき、1つの「研究・実証地区」を設定することとしますが、生産条件の違いにより異なる技術を組み合わせる必要がある場合や産地間連携による効率化を図る必要がある場合等については1つの試験研究計画で複数の研究・実証地区を設置できます。その場合には具体的な理由を明示してください。

3 応募要件等

(1) 応募要件

応募する研究機関等を以下のⅠ～Ⅳのセクターに分類します。

セクターⅠ	都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
セクターⅡ	大学及び大学共同利用機関
セクターⅢ	独立行政法人、特殊法人及び認可法人
セクターⅣ	民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

※Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、生研センターまでお問合せください。

網羅型研究の場合、産学官の連携を活かした研究開発を行うため、Ⅰ～Ⅳのセクターのうち、2以上のセクターの研究機関等から構成される研究グループ（コンソーシアム）での応募が必須となります。ただし、セクターⅣのうち、民間企業と、「協同組合又は農林漁業者」の二者以上の組合せで構成されるグループは可能とします。

なお、民間企業の参画について、以下の（4）に留意してください。

（2）資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

応募者（単独で応募した場合はその機関、研究グループとして応募する場合は代表機関）は、次の①～④の要件を満たす必要があります。

① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

※研究機関等とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること。

イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約（平成26年4月中旬を予定）までに競争参加資格を取得してください。なお、資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。また、資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

平成22・23・24年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続が必要です。詳しくは、以下を御覧ください。

(<http://www.chotatujo.go.jp/va/com/h25-yukoshikaku.html>)

研究機関が、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujo.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

③ 委託契約の締結に当たっては、生研センターから提示する委託契約書に合意できること。

④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。

⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

（3）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募研究課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関（この場合、以下当該代表機関を「応募者」という。）からしていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと生研センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の試験研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の試験研究計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

（4）研究成果の普及に向けた研究グループづくり

研究成果を生産現場や産業界に迅速に導入・普及させる観点から、原則として、研究グループに、都道府県普及指導センター、協同組合等、研究成果の導入・普及に直接関わる機関（以下「普及・実用化支援組織」という。）が参画することとします。

なお、代表機関や共同研究機関に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。提案書の「実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるように記載してください。

併せて、民間企業の技術・知的財産・資金等を活かし、公設試験研究機関・独立行政法人試験研究機関の技術や研究成果を事業化及び製品化に結び付けることにより、研究成果の生産現場への普及を促進するために、研究グループには、原則として、民間企業の参画を得ることとします。

また、研究期間終了後、実証研究によって確立された新たな技術体系の効果の検証や改良、システムのメンテナンスや基本データの更新等をどのように行うのかなど、研究期間終了後においても研究成果の活用が十分になされるような継続的な研究実施体制を整備することが望ましいと考えています。

4 応募から委託契約までの流れ

平成26年2月21日（金）応募要領の公表・公示

2月26日（水）～3月6日（木）全国でブロック説明会

3月13日（木）17時応募受付締切

3月17日（月）～書類審査

3月24日（月）～面接審査

4月4日（金）採択予定研究機関の決定

4月上旬予定 試験研究計画書及びコンソーシアム設立規約の提出、契約締結の可否の審査

4月中旬予定 委託契約の締結

(注) スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研センターのウェブサイトですら随時お知らせいたします。

5 応募手続きについて

(1) 応募方法

研究代表機関の研究者がコンソーシアム等の研究内容を取りまとめた上で、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。http://www.e-rad.go.jp（別紙2参照））を使用して、応募してください。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。

登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお聞きください。）

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報^(注)の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研センターに提出されませんのでご注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

(注) 応募情報

e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研センターが定めた応募様式に必要な事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

(2) 応募受付期間

本事業への応募期間は、平成26年2月21日（金）正午～26年3月13日（木）17:00までとします。システムの利用可能時間帯は、次のとおりです。

（月～金曜日）午前6:00～翌日午前2:00

（土～日曜日）正午～翌日午前2:00

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 応募書類

提案書一式

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙3の（提案書様式（記載例含む））に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。）

(4) 応募に当たっての注意事項

①本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。

- ②e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ③提出後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- ④応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - ア 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - イ 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
 - ウ 提案書に虚偽が認められた場合

6 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、各会場の期限までに研究機関ごとに農林水産省ホームページ

(<http://www.s.affrc.go.jp/docs/kakusin/index.htm>) で、インターネットにてお申し込みいただくか、下記の（１）～（９）の各会場の申し込み先にFAXにてお申し込みください（会場の都合により、１研究機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）。

（１）東京会場説明会

- ・日 時：平成26年2月26日（水曜日）
 - 午前の部：10：00～12：30
 - 午後の部：13：30～16：30
- ・場 所：農林水産省7階講堂
- ・所在地：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
- ・申込締切：平成26年2月25日（火）15：00
- ・FAX申込の送付先：農林水産技術会議事務局 吉川 宛
FAX番号：03-3593-2209

（２）東海ブロック説明会

- ・日 時：平成26年2月27日（木曜日）
 - 13：30～16：30
- ・場 所：（一財）桜華会館 桜花の間
- ・所在地：〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号
- ・申込締切：平成26年2月25日（火）15：00
- ・FAX申込の送付先：東海農政局生産部生産技術環境課 深浦・澤田 宛
FAX番号：052-218-2793

（３）近畿ブロック説明会

- ・日 時：平成26年2月27日（木曜日）
 - 13：30～15：30

- ・場 所：御所西京都平安ホテル「平安の間」
- ・所在地：〒602-0912 京都市上京区烏丸通上長者町上る
- ・申込締切：平成26年2月25日（火）15：00
- ・FAX申込の送付先：農林水産技術会議事務局 吉川 宛
FAX番号：03-3593-2209

(4) 北海道ブロック説明会

- ・日 時：平成26年2月28日（金曜日）
13：00～15：00
- ・場 所：北海道農業団体健康保険組合
北農健保会館 大会議室（332・333）
- ・所在地：〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目1番4
- ・申込締切：平成26年2月26日（水）15：00
- ・FAX申込の送付先：農林水産技術会議事務局 吉川 宛
FAX番号：03-3593-2209

(5) 北陸ブロック説明会

- ・日 時：平成26年2月28日（金曜日）
13：00～16：00
- ・場 所：北陸農政局 1階 共用大会議室
- ・所在地：〒920-8566 金沢市広坂2丁目2番60号
- ・申込締切：平成26年2月26日（水）15：00
- ・FAX申込の送付先：北陸農政局生産部生産技術環境課 宛
FAX番号：076-232-5824

(6) 東北ブロック説明会

- ・日 時：平成26年3月3日（月曜日）
13：30～16：30
- ・場 所：ハーネル仙台 松島B
- ・所在地：〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7
- ・申込締切：平成26年2月27日（木）15：00
- ・FAX申込の送付先：東北農政局生産部生産技術環境課
（担当：佐藤（由）、小柳） 宛
FAX番号：022-217-4180

(7) 関東ブロック説明会

- ・日 時：平成26年3月3日（月曜日）
13：30～16：30
- ・場 所：さいたま新都心合同庁舎2号館 共用大会議室501
- ・所在地：〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1

- ・申込締切：平成26年2月27日（木）15：00
- ・FAX申込の送付先：関東農政局生産部生産技術環境課 山本 宛
FAX番号：048-601-1431

(8) 中国四国ブロック説明会

- ・日 時：平成26年3月4日（火曜日）
13：30～15：30
- ・場 所：岡山第2合同庁舎2階 共用第2会議室(C・D)
- ・所在地：〒700-8532 岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎
- ・申込締切：平成26年2月28日（金）15：00
- ・FAX申込の送付先：中国四国農政局生産部生産技術環境課 香川 宛
FAX番号：086-232-7225

(9) 九州ブロック説明会

- ・日 時：平成26年3月6日（木曜日）
13：30～16：30
- ・場 所：九州農政局(熊本地方合同庁舎)1階 共用会議室(講堂)
- ・所在地：〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1
- ・申込締切：平成26年3月4日（火）15：00
- ・FAX申込の送付先：九州農政局生産部生産技術環境課 田浦 鶴田 宛
FAX番号：096-211-9780

7 採択課題の選定

(1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する選考・評価委員会において、（2）の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほか、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、応募課題の利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっております。

また、選考・評価委員の所属、氏名等は、委託先決定後、ホームページで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

研究の類型によって、①～②の方針によって採択を行います。

① 網羅型研究

別表に掲げた「目指す技術体系」の単位で、（2）の審査基準に基づき採点を行い、研究分野のバランスを考慮して採択を行います。

② 個別要素技術型研究

網羅型研究との連携を踏まえながら（２）の審査基準に基づき採点を行い、予算額の範囲で優良な計画を採択します。

（２）審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容について、解決すべき技術的課題が明確化されているか。
- ② 提案内容が別紙１の１の（１）の公募研究課題の具体的内容（別表の目指す技術体系）に合致しているか。別表に該当する目指す技術体系がない場合にあっては、公募要領の１の事業概要の趣旨に合致したものとなっているか。
- ③ 提案内容が別紙１の１の（２）に示す達成目標に向けて十分かつ意欲的な内容となっているか。
- ④ 提案内容が技術的に優れているか。
- ⑤ 新たな技術体系によって生産される農林水産物・加工品の販路が確保されているなど、消費者等ニーズに対応したものとなっているか。
- ⑥ 網羅型研究は個々の技術開発が相乗効果を発揮する計画か、個別要素技術型研究は効果的に網羅型研究を補完できる内容か。
- ⑦ 研究期間終了時まで提案内容の実現可能性があるか。研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行えるのか。
- ⑧ 研究開発された成果の普及（幅広い地域への波及）の可能性はどの程度あるのか。
- ⑨ 提案内容に対して必要経費の積算が効率的かつ適正なものとなっているか。
- ⑩ 応募資格要件のうち、研究機関等に求められている２つの要件（３の（２）の①の※ア、イの要件）を満たしているか。

（３）審査の手順

審査は、書類審査及び面接審査の２段階で行う予定です。

① 書類審査

提案書をもとに選考・評価委員会の書類審査専門委員が、上記（２）の審査基準に基づいた審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする研究機関を選定します。

② 面接審査

①で選定された課題について、選考・評価委員会が研究代表機関の研究者等に対する面接審査を行い、採択候補研究機関を選定します。

③ 採択決定

生研センターにおいて、②の採択候補研究機関について重複応募等をチェックした上で最終的な採択機関を決定します。

（４）面接審査の日程（案）

面接審査は、３月２４日（月）から３月２８日（金）に公募研究課題ごとに行う予定です。確定した日程を公募締切時に電子メールでお知らせしますが、書類審査

の結果発表から面接審査の実施までの期間が短いので、御注意ください。

8 選定結果等の公表・通知

書類審査及び面接審査における選定結果については、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった課題については、不採択理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択された場合、すみやかに試験研究計画書とコンソーシアム設立規約等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。

この他、審査の過程で、必要に応じて研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、試験研究計画書に反映して提出していただきます。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

7 (1) により選定された者と、委託契約を締結します(研究グループにより試験研究計画を実施する場合は、研究グループと生研センターが直接委託契約を締結します。詳しくは別紙4を御覧ください)。

研究委託は、原則として研究終了年度までの複数年度契約とします。

また、年度毎の委託金額については、委託試験研究計画の評価等の結果を踏まえ、年度毎に決定し契約します。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

11の②により開催する成績検討会においては、研究代表者の参加を求める場合があります。

(2) 翌年度の取扱い

平成27年度の試験研究計画は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとし、ただし、11の①に基づいて行う成績検討会における研究の進捗状況の点検及び評価分科会における試験研究計画の評価の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度、委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

10 委託契約上支払対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

- 1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本事業の試験研究計画に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝金

委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

③ 旅費

国内外への出張に係る経費。

④ 試験研究費

・機械・備品費

本事業の試験研究計画で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、本事業の実施期間が2年間であることから、耐用年数が3年以上の機械・備品については、原則としてリースまたはレンタル方式（この場合の経費は「借料及び損料」になります。）により導入することとし、購入が認められる機械等はリースやレンタルができない機械等とします。

・消耗品費

本事業の試験研究計画で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・借料及び損料

物品等の借料及び損料。

・光熱水料

研究施設等の電気、ガス及び水道料。

・燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

・会議費

委員会等の開催に係る会議費。

・賃金

本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。

・雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

⑤ その他必要に応じて計上可能な経費

外国人招へい旅費・滞在費等。

2) 一般管理費

1) ④の試験研究費の15%以内。

3) 消費税等相当額

1) 及び2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」
なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※3 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行って下さい。

さらに旅費については、出張内容と試験研究計画の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管して下さい。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

(2) 研究費の翌年度への繰越し

複数年度にまたがる委託契約を締結した場合、委託試験研究の実施期間の範囲内で年度をまたいだ調達契約を可能としています。ただし、研究機器の納期が想定外の原因により遅延することとなり、年度内の納入が困難となった場合など特別の理由がある場合に限り、

(3) 購入機器等の帰属及び管理

受託者(研究グループにより公募研究課題を実施する場合は、研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。)が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託試験研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研センターへの返還の要否をお知らせすることとしています。

また、「購入した機器類等の物品」については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明記してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

1 1 研究開発の運営管理

生研センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、以下のとおり実施します。

- ① 生研センターは、本事業の開始に当たり、各試験研究計画の進行管理、関係行政機関等との調整等を行う責任者として、生研センターの担当理事が務めるプログラム・ディレクター（PD）を生研センター内に設置します。PDは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、必要に応じて専門PO（プログラム・オフィサー）を通じて指導等を行います。
- ② 生研センターは、本事業の円滑な運営を図るため、成績検討会を設置します。成績検討会は、PDを委員長とし、生研センター職員、農林水産省農林水産技術会議事務局ほか同省関係部局職員、外部有識者等により構成します。
成績検討会では、
 - ・事業全体の運営方針の検討
 - ・実施期間全体及び毎年度の試験研究計画案の策定
 - ・研究の進捗状況、成果の把握等を行います。なお、翌年度の試験研究計画案の策定に当たっては、研究の進捗状況、評価結果等を踏まえて検討します。
- ③ 試験研究計画の進行管理については、試験研究計画ごとに、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有する専門POを配置して行います。受託者の研究代表者には、PDの指導のもと、専門POと調整を図りながら、事業における他の研究代表者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、試験研究計画案の作成等に御協力いただくこととなります。

1 2 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（例）

- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科事業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となりますのでご承知ください。

(注)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議)

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とすることとなっています。

(※については、内閣府ホームページ

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)を御覧ください。)

1.3 研究成果の取扱い

(1) 研究成果報告書等

受託者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研センターに報告していただきます。

また、受託者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、毎年度末に生研センターに提出していただきます。

(2) 研究成果の発表

受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、試験研究計画に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を生研センターに協議してください。また、公表に当たっては、本事業の試験研究計画に係る活動又は成果であることを明記してください。

また、委託試験研究の終了後においても、研究成果を発表する時は、あらかじめ研究成果発表事前通知書を生研センターに提出してください。

(3) 研究成果の帰属

受託研究により発生した特許権等については、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)の趣旨を踏まえ、以下のア～エの条件の遵守を約する確認書を研究委託契約後に提出することを条件に、受託者に帰属させることとします。ただし、生研センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研センターに許諾していただきます。

- ① 成果が得られた場合には、遅滞なく生研センターに報告すること。
- ② 生研センターが、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該特許権等を無償で利用する権利を、生研センター又は生研センターが指定する者に許諾すること。
- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、特に

必要があるとして生研センターが要請する場合、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

- ④ 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次に規定する場合を除き、あらかじめ生研センターの承認を受けること（ただし、次に規定する場合には、事前の承認は要しないが、当該特許権等の譲渡又は許諾を行ったことを生研センターへ報告すること）。

ア 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、生研センターにお問い合わせください。

（4）特許権等の管理

特許権等については、次の事項についても御留意願います。

- ① 本事業は、国からの運営費交付金による委託研究であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、不相当と判断される場合には、（3）により研究成果に係る特許権等を受託者に帰属させることができません。また、受託者が（3）の条件を満たさない場合も研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。
- ② 本事業の研究成果によって得られた特許権等については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします。（詳しくは、http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/pdf/sisin_ets_03.pdf を御覧ください。）
- ③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という）の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと。）を認めています。

委託先において職務発明規程等が定められていない場合は、生研センターへの

研究成果の譲渡や実施権の許諾等に不都合が生じますので、速やかに整備をしてください。

- ④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。

(5) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に係る研究成果は、生研センターが受託者に帰属させるものと判断するまでは、契約終了後、生研センターに帰属します。このため生研センターが受託者に帰属させると判断するまでは、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。得られた研究成果を基にした研究等を別途実施する際には事前に御相談ください。

1.4 試験研究計画の評価

(1) 試験研究計画の評価

生研センターは、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構競争的資金事業実施規程」（平成15年10月1日付け15規程第73号）及び「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）委託事業評価実施要領（後日策定）」に基づき、試験研究計画の評価を実施します。

また、攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）委託事業評価実施要領（後日策定）」に基づく評価のほか、成績検討会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、試験研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

受託者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

(2) 試験研究計画の追跡調査

追跡調査は、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果の公表から2年経過時に、実施する予定としています。受託者は、試験研究計画の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

1.5 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf

に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

(1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、試験研

究計画名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率）を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、試験研究計画の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合・当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

(注) エフォート

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。本事業における「エフォート」とは、研究者の年間の総研究活動時間（教育・医療活動等を含まない。）に対する、本事業に基づく委託研究の実施に必要となる時間の割合（%）とします。

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。応募内容提案書では、特別の指定がない場合には、この考え方で記入してください。

研究代表者及び研究分担者は、本事業の応募課題に対して原則として研究活動時間

の50%以上のエフォートを確保していることが望ましいです。応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

1.6 研究費の不正使用防止のための対応

(1) 不正使用防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）にのっとり、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/kanrikansa_guideline.pdf

が適用されます。受託者は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。

なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、御承知おきください。

取組の一環として、生研センターにおいては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行していただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時には、研究グループを構成する全構成機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます（別紙3（提案書様式）2-3）。
- ② 採択審査の際には、新規課題を実施する研究機関の研究開発責任者（コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む。）等に対し、経費の適正執行について説明を行います。
- ③ 適正な経費執行の確認・指導のため、必要な報告を求めると及び調査を行うことがあります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

- b a及びc 以外の場合：2～4年間
- c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので下記を御覧ください。

http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/pdf/huseisiyouga.pdf

1.7 虚偽の申請に対する対応

事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記1.6（2）の不正受給を行った場合と同様の措置が採られます。

1.8 研究活動の不正行為防止のための対応

（1）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議決定）及び「農林水産省

所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)にのっとり、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらのガイドライン等が適用されます。各機関においては、ガイドラインに基づいて、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

(※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>

を御覧ください。)

(2) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

1.9 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託し

て行わせるための個人情報の提供を含む。)を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報(試験研究計画名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを經由して、内閣府の「政府研究開発データベース^(注)」へ提供されます。

(注) 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

20 中小企業の支援(中小企業技術革新制度:SBIR)

本事業は、「中小企業技術革新制度(SBIR)」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。

- ① 本事業の交付を受けて行う研究開発事業の成果における、発明特許に関する特許料、審査請求料の減免措置
- ② 新事業開拓保険制度による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別債務保証枠の措置
- ③ 日本政策金融公庫による低利での特別融資
- ④ 中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大
- ⑤ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に基づく小規模企業設備資金制度の貸付金額及び割合の拡充(平成27年度まで)
- ⑥ 公共調達における入札参加機会の拡充
- ⑦ 「SBIR特設サイト」における研究開発成果や事業PR情報の掲載

なお、SBIR特設サイトについては、現在、研究人材とのマッチング支援等のため外部サイト(「J-GLOBAL」、「JREC-IN」との連携を進めています。

これら中小企業技術革新制度(SBIR)についての説明等は、SBIR特設サイトを御覧下さい。

(<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>)

21 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※)」に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(※については、農林水産省のホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html) をご覧ください。)

2.2 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究所について

研究グループの構成員に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」）に所属する研究所等が参画することは可能ですが、当該研究所等に対しては、別途予算措置がなされていることから、生研センターから農研機構に所属する研究所等には本事業にかかる委託費は、原則として支出しません。

従って、研究グループの構成員に農研機構に所属する研究所等が参画した場合、当該研究所等が購入した機器等の帰属に係る手続は適用されない、また、当該研究所等が実施した研究開発の成果は当該研究所等に帰属するなど、本公募要領に記載する内容にはよらない手続を行うこととなります。

2.3 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研センターのホームページにて公開させていただきますので、御承知おきください。

記

○ 公募全般に関する問い合わせ

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）
新技術開発部基礎的研究課 担当者：高瀬、鈴木

住 所 〒333-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>)

TEL：048-669-9190

FAX：048-666-9267

E-mail kisoken@ml.affrc.go.jp

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土、日、祝日を除く。）

○ 公募要領の2の「公募研究課題及び公募類型」について

農林水産技術会議事務局研究推進課先端技術実証班

担当者：柚賀(ゆが)、高橋

TEL：03-6744-7043

FAX：03-3593-2209

- 契約事務について
生研センター新技術開発部基礎的研究課
担当者：伊藤、水渕
TEL：048-669-9190
FAX：048-666-9267

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業
(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立) の実施にあたって

1. 技術体系実証研究

(1) 試験研究計画の具体的内容

(別表のとおり)

(2) 達成目標 (最終目標)

【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などがこれまでの営農体系と比較して、生産コストの低下又は生産コストに対する収益の割合 (収益率) の増加が可能となるような技術体系の確立を行うこととします。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいかまいません。

【個別要素技術型研究】

上記網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果 (網羅型研究への寄与) について、各自で設定していただきます。研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

(3) 研究実施期間

(網羅型研究) 平成26年度～27年度の最長2年間

(個別要素技術型研究) 平成26年度～27年度の最長2年間

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な試験研究計画等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

(4) 平成26年度～平成27年度 (最長2年間) の委託研究経費限度額

委託研究経費の限度額は以下のとおりですが、審査の結果、提案いただいた計画の一部も含め、研究経費の計上額を変更していただくことがあります。

(網羅型研究)

1 試験研究計画当たり 150,000千円

※1 特にその必要があることを明示できる場合には、例外的に1研究課題当たりの上限額を超えることを認める場合があります。

※2 網羅型研究では、この他、施設や機械等の試作に係る経費を別途計上することができますが、その必要性については精査することとなり、これらの経費が認められないことや計上額を変更していただくことがあります。

(個別要素技術型研究)

1 試験研究計画当たり 20,000千円

※3 実証研究に必要な機器の整備等も含めた総額

2. その他留意事項

(1) 都道府県の農林水産業振興計画と整合性の取れた実証研究を行うため、都道府県の行政部局や公設試験場、地域の関係諸機関等との連携を図り、そのニーズの把握に努めることとします。

(2) 提案書に記載される「実証研究の目標」については、採択が決定し研究に着手した後、速やかに、具体的な目標値について定量的な手法を用いるなど、可能な限り明確に示していただきます。

なお、研究期間中の年度末には、生産コストや販売収益等も踏まえた上で、上記に示した目標値について検証を行っていただきます。

(3) 経営評価研究との連携

網羅型研究については、導入された個々の技術、それが体系化されたものを導入する際の経営面での効果について、第三者機関による経営評価（別途公募予定）を受けていただく必要があります。経営評価に当たり、様々なデータの提供が求められますので、ご承知ください。

(4) 提案された試験研究計画が、実施中の他の研究事業と重複することが明らかになった場合には、試験研究計画の中止を求めることがあります。

一方で、本研究と連携することにより相乗的な効果が期待できる別の研究事業等が存在する場合には、採択後の研究推進においては、双方の事業の有機的な連携が図られるよう協力を求めます。

(5) 提案書の試験研究計画に含まれる小課題間においても、技術の組合せを行って体系化し、農業者や事業者が個々の研究成果を活用する際に、分かりやすい成果として提示できるよう留意してください。

(6) 研究成果の普及を図るため、生研センターと調整した上で、コンソーシアム内外の普及支援組織や都道府県関係部局等との連携の上、実証地区を設置した都道府県はもちろん、全国への情報発信等に積極的に対応していただきます。

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」の「目指す技術体系」(注1、注2)

①公募研究課題1:米・麦・大豆・野菜類等を導入した省力・低コスト化等を可能とする水田輪作体系

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
水田作	<p>・担い手への農地集積の加速化が予想される今後10年間の水田農業の構造変化を見据え、成果目標として①労働時間の大幅な低減(省力化・軽労化)、②農機具費又は肥料・農薬費等の大幅な低減(資材費等の低減)、③売上の大幅な増大による収益力の向上または④生産管理の効率化を実現する技術体系(網羅型については、①から④のいずれかをメイン、2つ以上をサブとし、合計3つ以上の要素を含むものとする。)</p> <p>・各地域において、今後担い手による取組の拡がりが見込まれる作付体系(品目・作型)とする。(稲単作も含む。)</p> <p>・経営規模は、地域の実情を踏まえつつ、概ね20～100haを想定。</p> <p>・導入する革新技术は輪作体系に含まれる複数品目を対象とした複数技術の組合せか、単一品目・技術であっても作付体系全体の改善に資する等、技術体系として経営全体へ効果を発揮できるものを想定。</p> <p>※なお、実証は必ずしも経営面積全体で行う必要はないが、経営への効果を検証できる規模で実施するものとする。</p>	<p>(参考) 想定される主な技術(例)</p> <p>①省力化・軽労化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疎植栽培、無代かき栽培、不耕起栽培、前年整地等による春作業の省力化。 ・直播適性品種、カルパーコーティング湛水直播、鉄コーティング湛水直播、べんがら・モリブデンコーティング湛水直播、乾田直播等による育苗及び移植作業の省略、春作業の省力化。 ・フロート育苗、高密度育苗等による育苗作業の省力化。 ・ロボット技術を活用した無人＋有人の協調作業等による耕起、播種、移植、収穫作業等の省力化と作業面積の拡大。 ・無人ヘリを用いた播種、防除、追肥作業等の省力化と作業面積の拡大。 ・直進アシスト、オートガイダンス、速度連動作業機等を活用した耕起、播種、移植、収穫作業等の軽労化と効率化。 ・耕うん同時畝立て技術の高速化及び野菜類等への汎用利用による省力化。 ・不耕起V溝直播機、小明渠浅耕播種機、高速点播機、表層散播機、トウモロコシ播種機等を用いた稲・麦・大豆の播種作業の高速化。 ・ブームスプレーヤ(乗用管理機)のブーム振動制御装置による薬剤散布作業の高速化。 ・小型汎用コンバインを用いた作業体系の改善による収穫作業の高速化。 ・自動給水栓を活用した夜間かんがい等による水管理作業の省力化。 ・畦畔除草ロボット、芝畦畔への植生転換等による畦畔除草の省力化。 ・有機農業におけるチェーン除草、水田土壌の表層に生じるクリーム状の泥等(いわゆるトロトロ層)による抑草や冬期耕起による雑草種子の凍結死等の組み合わせによる除草効果を維持しつつ除草に関わる省力化 ・有機農業の規模拡大に資する単位面積当たりの労働時間の削減技術(機械除草技術等の導入による省力化)の構築 ・有機農業における単位面積当たりの収量の減少を最小化する技術(生育の後期で生長が旺盛となる有機栽培での収量確保技術)の構築 <p>②資材費等の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種機、管理機、収穫機等の稲・麦・大豆等への汎用利用による農機具費の低減。 ・作期の異なる品種の組合せによる機械稼働面積の拡大と農機具費の低減。 ・機械の共同所有・共同利用による農機具費の低減。 ・基本性能を絞った海外向けモデルや耐久性の高いモデル等、低コスト仕様の農業機械の活用。 ・交換部品の迅速供給サービスによる農機具費の低減。 ・簡易土壌診断・生育診断、リアルタイム土壌センサー、可変施肥機の利用等による施肥量の適正化。 ・苗箱施肥による施肥量の低減及び省力化。 ・肥料等資材のフレコン購入による肥料費等の低減。 ・鶏糞、もみ殻等、地域の未利用資源の利用による肥料費の低減。 ・抵抗性品種の導入による農薬費の低減。 ・発生子察による効率的な病害虫防除。 ・もみ殻燃焼ボイラー等を用いた燃料費の低減。 ・透湿防水シート等を用いた飼料用米の低コスト調製・保管。 ・米のフレコン出荷、野菜のコンテナ出荷等による出荷経費の低減。 	<p>日本再興戦略において、今後10年間で、全農地面積の8割(現状は5割)を担い手に集積し、担い手の米の生産コストを現状の全国平均(1万6千円/60kg)から4割削減することを目標としている。しかしながら、担い手の規模拡大の態様は地域の地理的条件によって異なり、地域条件(導入可能な作付体系)や経営規模に応じて適した技術体系も変わる。このため、地域別にモデル的な技術体系を整理し、生産コスト低減等の効果を実証する必要がある。</p>

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
		<p>③売上の増大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FOEASや集中管理孔方式による地下水位制御を利用した麦・大豆等の収量増大。 ・高精度GPS等を活用したほ場の均平化や営農排水対策による収量増大。 ・チゼル有芯部分耕、畝立て同時播種と深層施肥、狭畦密植栽培等による麦・大豆の収量増大。 ・業務用米、飼料用米等の多収性品種、麦・大豆の多収性品種による収量増大と需要創出。 ・深水無落水栽培等による省力的な高温障害防止と収量安定化。 ・秋期天候不順地域での稲わら迅速乾燥技術による副産物の利用拡大。 ・水田輪作における野菜の省力栽培技術(長ねぎのマルチステージ苗移植、枝豆の耕うん同時畝立て播種等)の導入による経営の多角化。 ・地域農業の6次産業化ビジネスモデルの構築に向けた業務加工用新品種の利用による高付加価値化。 ・小麦のパン・中華麺用品種、菓子用品種、大麦の焼酎用品種、大豆の味噌用品種等、加工適性に優れた品種の利用による需要創出。 ・無施肥・無農薬で行う有機農業(=自然農法)による単収維持確保技術の実証 ・機能性成分の表示に向けた効果的な生産流通加工システムの確立・機能性成分の表示に向けた効果的な生産流通加工システムの確立 <p>④生産管理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図情報とメッシュ気象情報を活用したいもち病防除等栽培管理支援。 ・ICT、GIS、土壌・気象センサー、収量コンバイン等を活用したほ場別環境・生育・作業データの収集と解析による効率的生産管理。 ・Z-BFMやFAPS-DBを用いた作業計画策定支援。 ・PMSを用いた分散ほ場管理。 ・FVSを用いた作業ノウハウの見える化と技術伝承。 	

②公募研究課題2:てんさい・ばれいしょ等を導入した省力・低コスト化等を可能とする畑輪作体系

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
畑作	<p>・寒地向け畑作物の効率的機械体系や直播栽培など省力的作業体系により、労働コストを削減した大規模・省力化技術体系</p>	<p>(参考) 想定される主な技術(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵等を活用した植付から収穫までの複数機械協調作業による省力化 ・作業機をトラクタ(プランター等)に加えて前部(砕土用機械等)に同時装着することにより、複数工程作業の一工程作業化による省力化 ・収穫作業におけるコントラクター方式の活用を前提にした、ばれいしょソイルコンディショニング体系等による省力化 ・てん菜の支援組織による作業受託を組み込んだ新たな技術体系や大型てん菜多畦収穫機の導入等による労働コスト大幅削減 ・雑豆の超大型コンバインの導入によるコスト低減 ・各種リモートセンシングと後付型作業機ECU(電子制御ユニット)を活用した可変施肥技術の導入によるコスト低減 ・リアルタイム土壌センサーを活用したトラクター搭載型土壌分析システムの導入による土壌分析、施肥コスト低減 ・直播栽培を導入する上でネックとなっている発芽苗立ちの不安定要因の対策として、これまで開発された対策技術に加えて、カッティングソイラ工法(簡排水対策)等の新技術を導入した発芽苗立ちの安定化 ・褐斑病、黒根病などの抵抗性を導入した品種を用いた場合の収量安定化 ・直播栽培における密植栽培の導入による単位面積当たりの収穫量を確保に向けた検討 ・野菜機械収穫体系における歩留向上のための高精度作業支援技術の検討 ・GNSSガイダンスシステム、精密施肥システム等の活用により、走行距離や資材補給回数を抑えた整地、施肥、播種作業による効率化 ・有機農業の規模拡大に資する単位面積当たりの労働時間の削減技術(機械除草技術等の導入による省力化)の構築 ・有機農業における単位面積当たりの収量の減少を最小化する技術(生育の後期で生長が旺盛となる有機栽培での収量確保技術)の構築 ・無施肥・無農薬で行う有機農業(=自然農法)による単収維持確保技術(適応品種の選択、栽植密度の適正化等の導入または各種技術の組み合わせ)の実証 	<p>てん菜は、北海道の畑作にとっての基幹作物であるだけでなく、畑作特有の連作障害回避のための輪作の維持に欠かすことのできない作目である。しかし、近年の担い手の高齢化に伴い、育苗にかかる労働負担が大きいこと等から、てん菜栽培が敬遠され、作付けの減少傾向が続いている。また、ばれいしょについても同様で、その収穫作業が負担となって作付減少が続いている。今後、さらに、担い手やコントラクターによる農作業が増える予想され、労働負担が軽く、作業能率の高い技術開発の開発とともに、畑輪作を構成する麦類や豆類に加え、収益確保のために野菜類の導入が重要になると想定される。</p> <p>てん菜の直播栽培は、育苗にかかる作業が無く、北海道の春先の労働競合解消に効果的であるが、収量はどうしても十数パーセント低下してしまう。このため、他の作物との作業の競合解消によるメリットと収量減少によるデメリットの損益について経営的な判断が必要である。また、ばれいしょ収穫は後作の小麦の播種と労働競合があるが、ソイルコンディショニング栽培を行い、コントラクターを活用して収穫した場合の費用対効果についても経営的視点からの評価が必要である。雑豆、野菜類については省力化とともに、業務・加工需要などを踏まえた品質維持(雑豆)や規格内歩留まりの向上(野菜類)により収益を確保する必要がある。本課題において、今後の大規模経営を想定した実規模の試験を行い、技術実証と経営的評価を合わせて行う現地実証試験を実施する必要がある。</p>
	<p>・暖地における実需者との連携を念頭に置いたかんしょ及び加工業務用野菜の機械化や省力栽培技術による効率生産技術体系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かんしょの小苗による植え付け技術による省力化 ・ハウレンソウの機械化一貫体系による省力化 ・小苗育苗技術、小苗移植によるかんしょ移植作業の機械化と、かんしょ茎葉のサイレージ利用による収益向上 ・暖地における冷凍加工用ハウレンソウの安定多収栽培技術 	<p>かんしょ生産は、多くの作業が機械化されているが、育苗、移植作業については未だに多くの農家が手作業で行っているため、大規模化に対応できない。そこで、新たに開発された育苗システムと移植機を導入することにより、どの程度、経営を大規模化が可能であるか、また、その収益性は規模によりどのように変化するかについて検証する必要がある。</p>

③公募研究課題3:地域作物(落花生、さとうきび、茶等)の省力・低コスト化等を可能とする生産技術体系

対象作物	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
落花生	<ul style="list-style-type: none"> 落花生の効率的機械体系により、労働コストを削減した省力技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 手収穫作業を機械化するための試作段階にある収穫機の反転機能を高精度化するための改良による作業効率化、省力化 機械栽培に合わせた適性品種の選抜や栽培管理技術の改善による収量安定化 	<p>らっかせい栽培は現在ほとんどが手作業で行われており、担い手の高齢化により、生産量が減少傾向である。産地の維持のため、省力化技術が求められており、最も重労働である収穫作業を機械化することにより、堀取り反転作業に係わる労働時間を半減することが必要である。</p>
さとうきび	<ul style="list-style-type: none"> 優良品種の実証栽培と有望系統の選抜による原料生産から製糖までも含めた効率的低コスト生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 高バイオマス量サトウキビ系統・品種とその株出し多収栽培技術による収量増大 逆転生産プロセスを用いたエタノール・砂糖の複合生産による生産性向上 灌漑等栽培技術の改善による干ばつの被害軽減化および収量性改善 	<p>さとうきびは、台風等の自然災害が多い沖縄県、鹿児島県南西諸島において災害に強い作物として他に代替できない重要な作物であり、地場産業である製糖工場等とともに地域経済を支える存在である。しかしながら、近年、大型台風や干ばつの自然災害や病害虫の発生等により不作が続いており、未だ生産が回復できていない。当該地域において、さとうきび生産から製糖までの安定的な体系を実現させるため、高生産性、低コストの栽培技術の確立や製糖の効率化等を図ることが必要である。</p>
茶	<ul style="list-style-type: none"> 高機能性などの特徴ある品種の導入や省農薬防除技術、新たな商品価値の付加技術と国際的なマーケット戦略の構築による日本緑茶の輸出に対応した生産技術体系 作業の軽労化、利用率の高い施肥技術やエネルギー効率の高い製茶ラインの実証による低コスト化、及び新たな品質評価手法や国内でのマーケット手法戦略の構築による国内需要向けの高品質な茶生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出に対応した品種を利用した安定的生産体系の確立 有機農業や輸出相手国で登録がない農薬等の使用を低減する防除体系をもとにした更なる減農薬栽培体系の確立 適採前後の新芽処理による付加価値の創造(光環境制御(被覆等)、低カフェイン化技術、人工萎凋技術、品種等混合による製茶) 新たな製茶加工技術による輸出対応型製茶、輸出促進に寄与できる日本緑茶の品質評価技術、日本緑茶輸出におけるマーケット戦略の構築による新需要創出 被覆作業の自動化機械を利用する高能率で軽労化した作業体系による軽労化 広域栽培に対応したIPM防除体系による資材費の低減 環境負荷を低減する利用効率の高い施肥技術による低コスト化 エネルギー効率の高い茶の製茶ラインによる低コスト化 節電型防霜ファンによる収量安定化 茶の特徴を積極的に示すことができる新たな評価手法や食品素材としての緑茶の品質管理と特性評価技術、国内需要向け茶のマーケット戦略の構築による需要創出 機能性成分の表示に向けた効果的な生産流通加工システムの確立 	<p>世界の緑茶需要が毎年増大しているため、世界中で緑茶栽培が増えており、国際的に見た場合、日本緑茶は高額で取引されるブランド力を持っており、有望な輸出成長作目である。日本は、先進国で緑茶を栽培する唯一の国であり、中でも抹茶や玉露などは日本の食文化を象徴する国を代表する食材と言える。</p> <p>現在、50億円程度の緑茶輸出を今後3倍に増やす方針が打ち出され、輸出に対応した高品質な日本緑茶の低コスト生産体系を早急に確立することが求められている。</p> <p>一方、国内需要向けの茶生産では、茶はかつては他作物に比べ高収益作物だったが、消費の減少と茶価の低迷、高齢化、耕作放棄茶園の増加、肥料や農薬など生産費の高騰などで生産が減少傾向にあり、地域茶業の衰退に歯止めがかからない。</p> <p>このため、国内需要向けの茶の生産では、軽労・低コスト化を併せ持った高品質茶の生産体系を確立するとともに、茶を新たな形で消費者にアピールするなどのリノベーションを行い、茶業を活力・魅力ある産業として蘇らせることが必要である。</p>
その他地域作物	<ul style="list-style-type: none"> 地域作物の生産の軽労化、低コスト高品質生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 機械化による軽労化 輸出に対応した高品質品種の導入 栽培管理技術の改善による収量安定化 	<p>地域の産業・経済を支える地域作物富農の競争力を高め、地域の持続的発展に資するため、攻めの農業も見据えた従来の限界を打破する技術体系の確立が求められている。</p>

④公募研究課題4:畜産の生産性向上、省力化等を可能とする生産技術体系

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
酪農	<ul style="list-style-type: none"> 酪農において精密な環境制御による生産性の向上、省力化を実現する技術体系 酪農経営間をネットで結ぶ新たな協業形態を進める技術体系 酪農における高効率な外部支援組織を活用した省力技術体系や高収益性を実現する生産・流通技術体系 	<p>(参考) 想定される主な技術(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 酪農に関し、全換気型閉鎖畜舎の導入やセンサー・搾乳ロボットを活用した精密な飼養環境制御(搾乳ロボットで取得したデータをリアルタイムで給餌量に反映する等)による乳生産の安定化と生産性の向上、省力化 繋ぎ牛舎で、搾乳作業について搾乳ユニット自動搬送装置や乳頭清拭装置を用い、給餌作業について牛生体情報モニタリングシステム(乳量データに連動した給餌)を用い、それらによる作業の軽労化と時短化、飼養管理の精密化 分娩誘導技術、乳熱回収装置(温湯供給)、稲発酵粗飼料利用によるコスト低減 雌雄産み分け技術(和牛受精卵移植との組み合わせ)による収益向上 ルーメンPHセンサー及び行動センサー情報を利用した疾病予防 分散する農場間をネットでつなぎ協業化することにより、高能力牛の全体からの選抜等のメガファームの持つ規模のメリットを活かしつつ、家畜衛生上のリスクも分散。 農場の生産情報を獣医師等と共有することにより、高能力家畜の早期選抜や疾病の早期発見・予防を実現 集積した大面積圃場におけるトウモロコシ+イタリアン生産の省力化 飼料イネ+飼料ムギ等の二毛作栽培と自走式ハーベスタによる飼料調製の効率化 飼料用米やエコフィードを活用したTMR供給の省力化 哺乳ロボットによる集団哺育等の外部支援組織の高度活用による省力・低コスト化 OPU-IVF技術を活用した優良後継牛及び黒毛和種子牛の効率的生産 	<p>農家戸数や飼養頭数の減少など、畜産・酪農の生産基盤の弱体化が懸念される中、高収益型の畜産・酪農を推進していくためには、生産コストの低減、飼養規模の拡大が必要であるが、多頭化に伴い労働時間が増加するため、飼料生産や分娩等の家畜管理に支障を来すことが懸念される。そこで、飼料給餌量の自動化や新規分娩誘導技術等により家畜管理の省力化と生産性の安定に寄与する技術を実証する必要がある。</p> <p>また、酪農経営において高い収益性を確保するためには、受精卵移植を活用して優良後継牛を確保しながら、高値で取引されている黒毛和種の子牛を効率的に生産できる技術体系を実証普及していくことが課題となっている。</p> <p>さらに、ネットワークにより個々の酪農家間を結ぶことで、メガファームの利点と万が一重大伝染病が発生した際のリスク分散を両立できる家畜生産体系、食品残渣を利用した飼料費の軽減と作業省力化を可能にする養豚生産についても実証が必要である。</p>
養豚	<ul style="list-style-type: none"> 養豚において作業の自動化等による省力技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 養豚に関し、ICタグ・低CP飼料給与・飼料用米・リキッドフィーディング・オートソーティング等を統合した次世代型精密豚舎による省力化と低コスト化。 養豚において、入室作業者の消毒、豚舎内衛生状態のセンシング、噴霧システム、洗浄ロボット等の組み合わせ一般衛生管理の向上とメカトロニクス化による省力化 	
酪農肉牛	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な家畜管理、草地管理等による生産性の向上、省力化を実現する技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 排卵同期化処理、代謝プロファイルテスト、早期妊娠診断を組み合わせた労力を大幅に軽減させる繁殖プログラム 傾斜草地の更新等の管理作業を省力かつ安全に実施可能な無線草刈り機による省力化 傾斜畦畔管理技術の省力化 電気牧柵の太陽光発電を応用した家畜軟水供給システムによる省エネルギー化、省力化 耕作放棄地の回復技術による生産性向上 地形情報に応じた草地施肥技術の効率化 傾斜草地の栄養生産性向上(均一利用)を可能とする牛群動態モニタリングシステム(放牧管理支援ツール) 防護柵導入の判断目安となる獣害簡易測定法による獣害防止の効率化 牧草生産の季節変動を反映した効率的な放牧管理技術 	<p>中山間地域における農地基盤である水田・畑・草地は、急傾斜で狭小な区画が多く、担い手の高齢化に伴って耕作放棄地の増加が見られる。山間地に開設された公共牧場などでは、管理労力不足により従来型の家畜や草地の管理法では対応できない場面も生じている。このような条件下でも効率化や機械化等により、省力及び生産性向上につながる管理法の実証が必要である。</p>

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
肉牛 (耕畜連携)	<ul style="list-style-type: none"> 自給飼料生産・利用の拡大、多頭飼養、畑作等と連携した環境負荷低減型地域営農システム 	<ul style="list-style-type: none"> 哺乳ロボットを活用した代用乳給与技術等育成技術の自動化技術による省力化 多様な草種を組み合わせた畑地向け飼料作栽培技術による生産性向上 転作水田等を対象に稲発酵粗飼料、飼料向け大麦や夏播きエンバク等を活用したコントラクタ対応飼料用稲麦等二毛作低コスト生産体系 食品副産物や高TDN自給飼料を活用した子牛、繁殖牛向け発酵TMR調製・給与技術による低コスト化、飼料自給率の向上 堆肥脱臭システムによる高付加価値化等の有機肥料製造技術及び家畜ふん堆肥利用を伴う地域資源循環体系の中での合理的な土壌養分管理技術による生産性向上 	<p>九州沖縄地域は全国の55%の繁殖雌牛が分布し、58%の子牛取引頭数実績(黒毛)がある。また、その子牛生産を担う繁殖経営体数(子取り用雌牛のみ飼養)は全国の52%を占める。さらに九州沖縄地域においては、繁殖経営体数が肉用牛飼養経営の84%を占め、一貫経営(10%)や肥育経営(6%)と比べて地域的にも極めて大きな位置を占めている。</p> <p>その一方で、その経営体数は減少し続け、九州では増加していた繁殖雌牛の飼養頭数も減少に転じた(構造的減少)。資本や労働規模が小さい家族経営が多数を占めるなかで、産地維持、子牛生産・供給のための経営規模の拡大、大規模経営の育成、そのための技術開発が推進される必要がある</p>
養鶏	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な家畜管理等による生産性向上、省力化を実現する技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> LED照明を応用した鶏舎光線管理システムによる省エネルギー化、生産性向上 	<p>肉用鶏生産は収益性が低下傾向にあるため、生産性向上と省エネを効率的に図るための生産システムを実証する必要がある。</p>
共通	<ul style="list-style-type: none"> 飼料生産部門の地域協業化による飼料基盤強化とIT管理牛舎を利用した家畜管理の省力・効率化による高収益型畜産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> マルチ、不耕起播種等の省力化、安定多収栽培技術導入によるイアコーン等自給濃厚飼料の低コスト生産技術と広域流通支援システム 畜種別高品質自給飼料の効率的給与技術(スマートフィーディング)の実証による経営の安定化 イアコーン給与畜産物の差別化による収益性向上 短草多回利用向牧草導入による植生改善プログラムを利用した粗飼料の高品質・高収量化 牛体情報モニタリングシステムによる省力牛群管理と飼養管理の精密化 	<p>輸入穀物を原料とする濃厚飼料価格の高騰や、草地の劣化や異常気象等による自給粗飼料の収量、品質の低下により酪農家、畜産農家の収益性が低下している。また、規模拡大に伴い過重労働が懸念されており、一層省力的な家畜管理が求められている。このため、自給飼料並びに家畜生産性向上対策が急務であり、イアコーン等の自給濃厚飼料を含む飼料生産を耕畜連携等の地域協業化で強化し、高品質自給飼料を活用したIT活用型牛舎における精密飼養管理による低コストでかつ省力的で健全性の高い家畜生産システムを実証する必要がある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 臭気対策、近隣苦情深刻化、環境規制強化、余剰堆肥増大に対応する養豚環境対策統合技術体系等、都市住民との共存を支援する技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 光触媒ユニットにより臭気や浮遊菌を除去。 人工湿地により低コストで高濃度汚染水を処理。 吸引通気式堆肥処理システムから供給される熱源と肥料を用いて、ハウス園芸の暖房・資材コストを低減。 リン酸結晶化反応を利用して豚舎污水からリンを回収し、肥料や陶磁器の釉薬として再利用。 新規素材(非晶質ケイ酸カルシウム水和物)を活用して畜産排水の脱色・リン回収・消毒を同時に行う技術。 畜産排水の硝酸性窒素基準強化に対応するための、既存排水処理施設の簡易改修による窒素低減効果や、農業資材を活用した畜産排水窒素低減手法の実証。 低塩素、乾燥家畜堆肥によるセメント産業等での燃料利用の促進 低コスト硫黄脱窒素法による排水高度処理技術の実証(色度低減効果、流入窒素低減効果、大腸菌群消毒効果、リン回収効果) 	<p>畜産農家周辺の都市化により顕在化する悪臭等の畜産環境問題への対応、さらに発酵熱や回収資源を有効活用する技術体系についても実証が必要である。畜産排水については、わが国の排水基準(窒素、リン規制)の中で暫定水準として規制が緩和されているが、一律規制を達成する異が求められている。また、排水の色度規制はなされていないが、近隣からの指摘に対しては透明度を上げる必要がある。</p>

⑤公募研究課題5:野菜・花きの効率的な生産を可能とする施設園芸技術体系^(注3)

対象作物	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
野菜 花き	<p>・周年安定供給や高度環境制御による効率的生産、新品種導入や光利用技術による品質向上を可能とするを行う技術体系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動栽培槽、バッグ栽培による栽培管理技術の効率化、省力化 ・イチゴの自動収穫装置の導入による省力化 ・可動式高設栽培・バッグ栽培による農作業の省力化により労働コストを削減 ・地下水源ヒートポンプの利用等による冷暖房コストの低減 ・株元加温技術・生長点加温技術等による熱エネルギーの効率的利用 ・クラウン温度制御技術等の導入による省エネルギー化と収量安定化 ・LED光による生産性・品質向上 ・CO₂施用による生育促進等生産性向上 ・紫外線照射による病害発生抑制技術による減農薬 ・夏秋取り品種の導入による通年出荷体制 	<p>近年、温暖化や台風といった気象災害により、食料の安定供給に影響を及ぼす事例が発生している。また、少子高齢化に伴い、担い手の減少が続いている。このような状況下、栽培の省力化・単純化が期待される施設園芸作が重要視されている。</p> <p>その一方、施設園芸では燃油や資材の高騰等により、経営が圧迫されており、低コスト化に向け大きな課題とされている。これを打破するために、化石エネルギー依存体質から脱却するための技術導入が必要である。</p> <p>これらの課題の解決のため施設園芸における高度環境制御技術の利用により、高品質果実の低コスト安全生産を達成する技術実証が必要である。</p>

⑥公募研究課題6:露地野菜の省力化及び安定生産を可能とする技術体系

対象作物	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
レタス・キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> 生育予測に基づく産地間連携・産地内協調による周年安定供給システム 	<ul style="list-style-type: none"> 畝内局所施肥技術による施肥コストの低減、省力化 生育モニタリングと生育モデルの組み合わせによる周年安定供給 産地間連携における産地切り替わり期の両産地での収穫切り上げ・収穫終わりの調整による端境期での安定出荷 複数の出荷協調生産者間の調整で、個別生産圃場の生育の遅速・豊凶に対応する生産・出荷の安定化 作期が分散している多くの圃場でのモニタリングと多品種に対応できる簡便な生育モデルによる生産・出荷作業の効率化 機械化一貫体系(播種機・移植機・管理機・収穫機)の導入による大規模経営体における最適生産体系の評価 	<p>近年の野菜消費の特徴として、世帯構成の変化や生活スタイルの変化による「食の外部化」の進展がある。それに伴い、野菜においては加工・業務用の需要が増加している。しかし、加工業務用野菜に輸入割合は30%を占めている。これを打破するには端境期への対応や、低コストでの生産体系が不可欠である。このため、機械化一貫体系など新たな営農モデルを検討し、効果を実証することが必要である。</p>
ホウレンソウ	<ul style="list-style-type: none"> 機械化一貫体系の導入や栽培管理作業の効率化による省力生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 大型品種による単収増を可能とする低コスト生産体系 機械化一貫体系(播種機・作業機・収穫機)の多品種対応技術の構築と検証 地下水位制御システムの導入による安定生産体系 刈り取り再生栽培法と施肥技術の導入により栽培管理の効率化 	
タマネギ	<ul style="list-style-type: none"> 機械化一貫体系の導入や栽培管理作業の効率化による省力生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> タマネギ直播技術の導入により、播種・育苗の作業を省力化 リン酸肥料の局所施肥技術により、生育促進させる技術を実証 地下水位制御システム導入による排水改善を通じた良好な砕土条件での適期播種による出芽安定化と収量安定化 栽培管理から収穫までの機械化一貫体系(管理機・収穫機・ピッカー)、調製・選別の導入により生産から出荷までの効率化 	
ネギ	<ul style="list-style-type: none"> 機械化一貫体系の導入等による省力生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> マルチステージ移植等の省力・省資材技術を導入したネギ機械化一貫体系の実証 コンパクトネギ等の新品種の導入による需要創出 土地利用型農業との連携による耕地利用率の向上 	
その他野菜	<ul style="list-style-type: none"> 収穫機械等の導入や作期分散による省力生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 多労となっている移植作業等の軽労化のため、畦立て同時施肥、移植機、圃場内で根切り作業を行う調整機等収穫作業機の導入による省力化 在圃性の高い品種を利用して播種期をずらすことにより、継続的に収穫を可能とし、収量を安定化 	
花き	<ul style="list-style-type: none"> 作業工程の機械化や光利用技術や湛水・同時施肥栽培等による花きの効率的生産を達成する技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 湛水・同時施肥栽培による省力・高品質栽培技術 作業工程の機械化・自動化技術 極早生品種等を活用した栽培体系確立 	

⑦公募研究課題7:果樹の省力化、軽労化及び安定生産を可能とする技術体系

対象作物	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
かんきつ	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜地園地における軽労動化、ICTを活用した栽培環境対応型のアクティブマネージメント、低コスト鮮度保持技術等による高品質果実の安定生産技術体系 	<p>(参考) 想定される主な技術(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高機能モノレールの導入による運搬作業の軽労化 かんがい用水確保とかん水の自動化技術(太陽光発電を用いた揚水システム等)による省力化、品質向上 傾斜地における雨よけハウス設置による収量安定化 マルチと点滴かん水施肥の高度利用により樹体の水分ストレスと栄養状態を制御する高品質果実生産技術 ICTを活用した園地気象の推定により栽培適地を選定する技術 マルドリ方式と冬季の屋根かけ越冬栽培の組み合わせによる品質向上 ICTを活用した簡易指標による樹体の栄養状態、土壌水分や水分ストレス動態の推定に基づくかん水施肥制御技術による品質向上 ICTにより品質情報や栽培情報を共有し、水源を共用するマルドリ方式において、園地ごとに適した精密管理の支援技術による生産性向上 植物成長調節剤による浮皮軽減等の高品質果実生産技術 シート被覆を用いた温湿度制御による簡易で省力的な貯蔵技術による出荷時期の延長 	<p>果樹は収穫等機械化が困難な作業等が多く、労働集約的であり、社会構造変化に伴う果樹農家の高齢化や女性の進出への対応、経営規模拡大のためには、作業の省力化や軽労化が必要である。</p> <p>また、輸入果実との競争力向上に向けては、高品質果実を安定的に生産・出荷することや、産地ブランドを形成し他者との差別化を図ることが重要であり、これらを通じて、果樹農家の収益性の向上や経営安定につなげていく必要がある。</p> <p>一方、多様な品目が栽培されている果樹では品目毎に導入できる技術が異なることから、他品目の技術流用や既存技術を組合わせた栽培体系を確立させ、その生産性や収益性の検証が必要である。</p>
リンゴ	<ul style="list-style-type: none"> わい化半密植低樹高栽培等の導入や管理技術の効率化等による省力栽培技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> わい化半密植低樹高栽培による管理作業の省力化 反射シート等を利用した果実着色向上技術等の利用による省力化、収量安定化 薬剤透過性の向上による農薬削減 受粉樹の導入による管理作業の効率化 スピードスプレイヤー、高所作業車、乗用草刈り機の導入により圃場作業の効率化 	
ブドウ	<ul style="list-style-type: none"> ジョイント仕立て栽培の導入や管理作業等の効率化等による省力栽培技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> ジョイント仕立て栽培の導入による省力化 水稲育苗ハウスを利用したブドウのアーチ栽培の導入による省力化 花冠取り器、花穂整形器の利用によるブドウ開花期の管理作業の軽労化 薬剤処理を行い果房伸長させることによる摘粒作業の軽労化 	
カキ	<ul style="list-style-type: none"> わい性台木の導入や管理作業の効率化等による省力栽培技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> わい性台木や主幹形整枝隔年交互結実等を利用した管理作業の省力化 花芽抑制技術の利用による安定着果生産技術の実証 	
その他果樹	<ul style="list-style-type: none"> ICTによる生産管理、樹形制御等による効率的作業体系、作業補助技術の組み合わせによる省力化・軽労化等を達成する高品質果実の安定生産技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> ジョイント栽培、温州ミカンの垣根仕立て法等の導入等樹形制御による作業性の向上 汎用性作業台車の導入等による作業効率の向上、作業負担の軽減化 溶液受粉、摘果剤等の利用による着果管理の省力・軽労化 果房長伸長促進処理による着粒作業の省力・軽労化 スピードスプレイヤー、高所作業車、乗用草刈り機の導入による管理作業の効率化 機能性成分の表示に向けた効果的な生産流通加工システムの確立 	

⑧公募研究課題8:農林業における鳥獣被害の低減を可能とする技術体系

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
鳥獣害防止	<ul style="list-style-type: none"> ICT技術等を活用した鳥獣のモニタリング技術や出現予測手法の開発による捕獲等の省力技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> 無人監視システムによる野生鳥獣の省力的な接近・侵入モニタリング技術と、それを活用した被害情報の収集・活用による追い払いの効率化 柵周辺の鳥獣出没状況把握・解析、動物生態学や地形、植生、作付状況等に基づく野生鳥獣出現予測モデルの開発による予察的防除、鳥獣に関する情報を容易に地図上に表示できる簡易マップソフト等による捕獲作業等の効率化 	<p>近年、中山間地域等を中心に、野生鳥獣による農業被害が深刻化している。鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等、農山漁村に深刻な影響を与えている。鳥獣被害の深刻化の要因としては、狩猟による捕獲圧の低下や鳥獣の生息域の拡大等が考えられ、農業従事者の高齢化にともない、被害対策の省力化が求められている。そのため、低コスト・省力的な技術体系により効率的な被害防止技術の確立が必要である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 様々な鳥獣や品目に対応した防除・処理技術の高度化による省力技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> センサーを活用したわな等による防除の低コスト・省力化 野生鳥獣の侵入防止柵の下草刈り、破損箇所自動検知・通報による管理作業の省力・効率化 対象となる獣種の組み合わせに対応した適切な侵入防止柵等の設置技術の開発による防除の効率化 簡易設置型防鳥ネット(全鳥類種が対象)等の効果的な設置方法、および多様な品目等への適用技術の開発による防除の効率化 わなにより捕獲された個体の安全かつ容易な止めさし技術の開発 	
	<ul style="list-style-type: none"> シカの密度を低下させてシカ被害を軽減する、捕獲・頭数管理の低コスト・省力技術体系 	<ul style="list-style-type: none"> シカ集団を除去する管理技術を確立するためのシカ集団の行動圏の把握 誘引技術等を高度化 シカ集団の管理技術と誘引技術等を組み合わせた技術体系によるシカ個体群管理の低コスト化 	

⑨公募研究課題9: 林業の省力化・低コスト化等を可能とする技術体系

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
スギ、(ヒノキ、カラマツ)	・再生林の省力・低コスト化技術体系	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ苗等を活用した再生林コストの低減 ・コンテナ苗の育苗コストの低減及び高品質化 ・植栽・保育費用の低コスト化 ・伐採・地拵え等に機械を導入した作業システム 	<p>近年、人工林資源は充実してきているが、齢級構成が偏っており、持続的な林業経営を行うためには主伐・再生林によって齢級構成を平準化する必要がある。しかし、再生林に多額の経費を要するので、再生林放棄が問題となっている。そのため、植栽から初期保育にかけての低コスト化を図る必要がある。</p>
広葉樹	・人工林の広葉樹林化による森林管理の低コスト化技術体系	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性の低い人工林を広葉樹林に低コストで誘導するための前生稚樹を活かした伐採・更新技術の開発。 ・更新補助のための林床処理システムの導入による管理作業の効率化 	<p>国内には人工林が1,000万haあり、そのうち、手入れ不足になった森林や、生産性が低い森林では効率的な木材生産が期待できないものの、継続的な管理が必要である。そのような森林を広葉樹林化することにより管理コストを低減する必要があり、人工林を広葉樹林へと誘導する技術開発が必要である。</p>

⑩公募研究課題10:水産業の効率化・生産性向上等を可能とする技術体系

対象	目指す技術体系	(参考) 想定される主な技術(例)	背景・課題
貝類、藻類(無給餌)養殖	<p>高品質真珠母貝の導入等による品質向上・安定化を実現する技術体系</p> <p>貝類、藻類(無給餌)養殖システムの高度化を実現する技術体系</p>	<p>・高品質な真珠を効率的かつ安定的に生産する真珠母貝の選抜方法や生産技術</p> <p>・効率的、客観的な品質評価技術</p> <p>・貝類養殖(ホタテ、トリガイ、アサリ等)及び藻類養殖(コンブ等)の環境モニタリングによる適地選定、環境リスク管理による安定生産、生産性向上技術</p> <p>・養殖生産物の品質管理技術</p>	<p>・世界的に水産物に対する需要は増大。ホタテガイ、真珠等の輸出額が多い。</p> <p>・原発事故に伴う諸外国の輸入規制の強化や、リーマンショックの影響で、近年の輸出額はやや低迷している。</p> <p>・マーケティング・ブランディングが十分でない、小ロット・季節対応となつてしまい売り場が望む通年・安定供給が難しい。</p> <p>・赤潮、高水温、疾病等による貝類のへい死が発生し、安定生産が困難である。</p>
魚類等	<p>・魚類等給餌養殖システムの確立による生産の効率化、生産性向上を実現する技術体系</p> <p>定置網漁業の生産性向上、効率化を実現する技術体系</p> <p>水揚げ～出荷段階における漁獲物の高付加価値化による漁業・養殖業収益の向上を実現する技術体系</p>	<p>・魚類(ブリ、マダイ、マグロ等)やエビ類等、給餌養殖生産に係る作業の機械化・最適化による効率的な生産技術、省力化によるコスト削減技術</p> <p>・養殖生産物の高品質化や低コスト化に資する飼料等の改良</p> <p>・環境モニタリング手法開発や疾病の早期発見によるリスク管理、安定生産、生産性向上技術</p> <p>・入網予測や入網状況を確認できる漁労機器の導入等による生産性の向上、効率化</p> <p>・網揚等の作業の機械化による作業効率の向上技術、作業時間の短縮による鮮度維持・向上技術</p> <p>・急潮の予測による被害防止・軽減技術</p> <p>・出荷作業の機械化、効率化による漁獲物の高鮮度出荷技術、魚価向上技術</p> <p>・品質保持装置の開発・導入による高品質化</p>	<p>・2000年以降、ブリ、サケ・マス類、サバ等魚類の輸出額が増加している。</p> <p>・海外における、すし等の日本食人気が高まっている。</p> <p>・赤潮、高水温、疾病等によるへい死が発生し、安定生産が困難になっている。</p> <p>・台風や潮流の影響による魚網の変形や破損。修理には多額の費用がかかる。</p> <p>・作業時間が長く、重労働。高齢化も進行している。</p>

(注1)「目指す技術体系」は、事業概要の趣旨に合致するものであれば、上記の限りではありません

(注2)「目指す技術体系」には、生産技術のほか、加工技術、流通技術も含めることができます。

(注3)きのこは便宜上、施設園芸のうち野菜の技術体系、または露地野菜の研究分野の対象品目とします。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

（1）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のポータルサイトへアクセスするには、Webブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

（2）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに00:00～24:00

ヘルプデスク電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）

ヘルプデスク受付時間：平日9:00～18:00

（平成26年2月20日現在。時間については、今後、変更する可能性がありますので、e-Radのポータルサイト「システムのサービス時間」

<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>にて御確認ください。）

2 応募受付期間について

平成26年2月21日（金）12:00～平成26年3月13日（木）17:00

3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

※ 所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

※ 研究機関の登録は、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

4 提案書の作成について

（1）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

（2）提案書のPDFファイルの作成

e-Rad若しくはスキャナー等でPDF形式のファイルに変換してください（10MB以内。白黒でも可。）。

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル」
(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)」及び本資料
- ② 提案書と提案書のPDFファイル
- ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の平成26(2014)年度及び27(2015)年度の予算額(直接経費(総額)及び一般管理費(総額))

(2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究開発責任者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します(共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。)。システムでの公募名は、「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」です。なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

(3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

生研センターへ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、生研センターへ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)を御覧ください。

6 その他

(1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、生研センターへ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「最新のお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究開発責任者は、応募の内容について生研センターの担当者から問合せを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

(提出に当たって本ページは削除すること。)

- 試験研究計画提案書は、以下の構成となっております。
【必須】となっている様式は必ず提出すること。
【該当試験研究計画のみ】となっている様式は該当試験研究計画のみ提出すること。
- 本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行います。必要な様式を全て e-Rad システムにて提出すること。

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」 (うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立) [網羅型研究・個別要素技術型研究]		
・様式	表紙	【必須】
・様式 1-1	試験研究計画概要図	【必須】
・様式 1-2	試験研究計画のポイント	【必須】
・様式 1-3	研究グループの構成	【必須】
・様式 1-4	試験研究計画の実施体制図 (研究グループの関係図)	【必須】
・様式 2-1	試験研究計画の内容	【必須】
・様式 2-2	参画機関の特許権等への取組状況	【必須】
・様式 2-3	経理事務体制について	【必須】
・様式 2-4	研究管理運営機関を活用する理由書	【該当試験研究計画のみ】

- 試験研究計画提案書作成に当たっては、必ず下記の資料をご一読願います。
 - ① 「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」による応募手続きについて (別紙 2)
 - ② 「革新的技術緊急展開事業(うち実証研究)」に係る契約方式について (別紙 3)
 - ③ 「革新的技術緊急展開事業(うち実証研究)」の試験研究計画公募方針について (別紙 5)

(提出に当たって本ページは削除すること。)

**「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」
 (うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)
 試験研究計画提案書**

網羅型研究	個別要素技術型研究
--------------	------------------

※どちらかに○印を付けること。

目指す技術体系 (公募研究課題の番号)	①～⑩から選択	①(水田輪作)の場合の技術体系の構成	以下の①～④から選択 ①省力化・軽労化、②資材費等の低減 ③収益力向上、④生産管理の効率化
------------------------	---------	--------------------	---

研究グループ (研究コンソーシアム)の名称 (予定)		構成する セクター	I～IVから選択
-------------------------------	--	--------------	----------

試験研究計画名	
---------	--

研究実施期間	平成〇〇～〇〇年度 (〇年間)
--------	-----------------

研究・実証地区	〇〇県〇〇市	都道府県農林水産振興部局又は普及担当部局等の理解の有無	研究グループに県の普及センターが参画しており理解が得られている。(又は) 〇〇県普及センター、 〇〇課に説明〇〇県〇〇課に説明
---------	--------	-----------------------------	---

※市町村まで記載

	平成26年度	平成27年度	合計額
必要経費 (総額)	〇〇, 〇〇〇 (千円)	〇〇, 〇〇〇 (千円)	〇〇, 〇〇〇 (千円)
研究費 ※1 (試作費等を除く)	〇〇, 〇〇〇 (千円)	〇〇, 〇〇〇 (千円)	〇〇, 〇〇〇 (千円)
施設や機械の 試作費等 ※2	〇〇, 〇〇〇 (千円)	〇〇, 〇〇〇 (千円)	〇〇, 〇〇〇 (千円)

※1 平成27年度までの合計の限度額は、網羅型研究は150,000千円、個別要素技術型研究は20,000千円。

※2 網羅型研究のみ記載。

【個別要素技術型研究の場合】連携が想定される網羅型研究の概要

研究グループ名		目指す技術体系 (公募試験研究計画の番号)	①～⑩から 選択
試験研究計画名			

【研究代表機関名等】

(フリガナ) 研究代表者名		役職	
所属機関・部署名			

(フリガナ) 経理責任者名		役職	
所属機関・部署名			

様式 1 - 1 【試験研究計画概要図】 A 4 用紙 1 枚 (縦・横いずれでも可)

試験研究計画名	
---------	--

この研究内容の理解を容易にする図等を添付してください。

様式 1-2 【試験研究計画のポイント】 A4用紙 1枚

各項目について文字数厳守で簡潔に記載してください。

① 解決すべき技術的課題 (→p. ○)	(100文字以内厳守)
② 試験研究計画の内容 (概要) (→p. ○)	(200文字以内厳守)
③ 試験研究計画の達成目標 (→p. ○)	(100文字以内厳守)
④ 技術的な優位性 (→p. ○)	(100文字以内厳守)
⑤ 消費者等のニーズへの対応 (→p. ○)	(100文字以内厳守)
⑥ 研究類型ごとの効果的な研究開発の実施 (網羅型研究：相乗効果を発揮するか、個別要素技術型研究：効果的に網羅型研究を補完するか) (→p. ○)	(100文字以内厳守)
⑦ 提案する試験研究計画の実現可能性、継続的に研究を行う体制 (→p. ○)	(100文字以内厳守)
⑧ 研究成果の普及可能性、波及可能性 (→p. ○)	(100文字以内厳守)

様式 1-3 【研究グループの構成】 A 4 用紙 1 枚

① 研究グループの構成員

—	機関名（支所等名 まで記載）	セクタ ー番号	メンバーとする理由、 主な役割（簡潔に記載）	26年度の研究 費の見込 額 （千円）	27年度の研究 費の見込 額 （千円）	26・27年度 合計の研究 費の見込額 （千円）
代表 機関						
共 同 研 究 機 関						
普及・ 実用化 支援 組織						
研究管 理運営 機関		—				
合 計						

(必要に応じて行を追加・削除)

- ※ 1 研究グループによる研究の場合は、その共同研究機関をメンバーとする理由及び役割分
担を簡潔に記載してください。
- ※ 2 研究管理運営機関の項目は、該当する場合のみ記載してください。
- ※ 3 セクター番号は、I～IVから選択してください。
- ※ 4 試作品等の費用がある場合は、各年度の見込み額の下段に括弧書きで内訳として記載し
てください。

② 研究グループの設立見込み（設立方式及び設立可能時期）

研究グループによるコンソーシアムの設立方法や設立可能時期について記載してください。

様式 1 - 4 【研究グループの構成】 A 4 用紙 1 枚

③ 試験研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）

(注 1) 各機関ごとに、研究実施場所及び試験研究計画を記載してください。

(注 2) 「普及・実用化支援組織」「民間企業」「研究管理運営機関」については、そのことが分かるように記載してください。

様式 2 - 1 【試験研究計画の内容】

目指す技術体系 (公募研究課題の番号)	※①～⑩から選択		
試験研究計画名			
研究グループ名 及び代表機関名		研究 代表者名	
研究実施期間	平成〇〇年度～〇〇年度 (〇年間)		
研究・実証地区 ※ 1	〇〇県〇〇市	都道府県農林水産業振 興部局等の理解の有無	〇〇県〇〇課に説明

※1 市町村まで記載してください。

1. 研究開発の目的と解決すべき技術的課題

攻めの農林水産業の実現に向け、先端技術の実証を通じた省力・低コスト生産体系や消費者等のニーズに対応した品質向上・安定供給技術体系等の確立という観点からの研究に取り組む背景と目的を記載してください。

その目的を達成するために解決すべき技術的課題とそれを解決する手法について、分かりやすく記載してください。

2. 試験研究計画の具体的内容

(1) 研究開発等の方法等

提案する研究開発等の方式又は方法について、別紙1及び別表で提示した研究開発の具体的内容及び研究開発の目標を踏まえて、具体的に記載してください。

(2) 生産者の概要

研究グループに参加する生産者もしくは実証研究に協力を依頼する全ての生産者の概要を以下の記載例に従って記載してください。研究成果の普及の観点から、実証研究の現地見学等を行うために、実証研究の予定地の所在やアクセスを併せて記載してください。

また、複数の研究・実証地区を設ける(複数の生産者が研究)場合は、具体的な理由を明示してください。

(記載例) ※水産の場合は、3. ①②④は不要です。

1. 法人名等：法人の場合は法人名、個人の場合は個人名

2. 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号

アクセス：〇〇線〇〇駅から車で〇分

3. 経営概要

① 経営面積：〇〇h a

② うち、実証予定面積：〇〇 a

③ 主な生産品目：水稻、麦、キャベツ、スギ、ヒノキ、ブリ、ホタテなど

④ 主な雇用体制：家族経営〇名+期間雇用〇名など

(3) 各年度毎の試験研究計画・目標等

① 試験研究計画の構成及び年次計画

(1) で記載した試験研究計画における、各年度毎の実施計画と目標について、分かりやすく記載してください。併せて、研究グループの参画機関ごとの研究内容、普及・実用化支援組織の研究・活動内容を記載してください。

また、試験研究計画の個々の研究項目をどのような手順で行い、各年度にどの程度の経費が必要となるかを、以下の一覧表にまとめてください。

研究項目	平成26年度	27年度
1. ○○における△△の確立 (1) の解析 (2) の開発 (3) の試作	(1) の解析 (○○大学○学部) (2) の開発 (○○県○○試験 (3) の試作 ((独) ○○機構○○研究	
2. ○○における△△の開発 (1) の解明 (2) の開発 (3) の解析	(1) の解明 (○○大学○学部) (2) の開発 (○○株式会社) (3) の解析 ((独) ○○機構○○研究センター)	
3. ○○マニュアルの作成	○○マニュアルの作成 (○○県○○研究センター)	生産現場における実証試験 (○○県普及改良センター)
4. 普及支援業務		
所要経費 (千円)	○○,○○○	○○,○○○

注) 1. 消費税は内税で計上してください。

2. 提案者が試験研究計画を遂行するために必要な研究開発費を計上してください。

② 研究項目ごとの研究方法

試験研究計画の研究項目ごとの目標を達成するための手法について、分かりやすく記載してください。

③ 研究項目ごとの予算配分の妥当性

試験研究計画の研究項目ごとの研究内容と手法に係る予算配分の妥当性について、各試験研究計画の内容を踏まえながら分かりやすく記載してください。

3. 試験研究計画の達成目標

提案する試験研究計画に係る研究開発の目標について、別紙1で提示した達成目標(最終目標)に留意し、年度ごとに具体的に記載してください(「△△△△が可能なこと。」「○○○○式であること。」「△△△△については○○以上であること。」「○○個以上について△△する。」その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載してください。)

上記の研究開発の目標(達成目標)については、その設定理由や設定が妥当である理由(具体的データ等)を記載してください。

4. 提案技術の技術的優位性

提案技術の技術的優位性について、従来から一般的に行われてきた方法(従来技術等)や他の同様の技術と比較するなどして、分かりやすく記載してください。

5. 消費者等ニーズへの対応

新たな技術体系によって生産される農林水産物や加工品の販路が確保されている等、消費者等のニーズにどう対応しているかを具体的に記載してください。

6. 研究類型ごとの効果的な研究開発の実施

網羅型研究については、個々の技術開発がどのように相乗効果を発揮するかを具体的に記載してください。

個別要素技術型研究については、どのように網羅型研究を補完できるかを具体的に記載してください。特定の網羅型研究の提案者との連携を想定している場合は、連携先の試験研究計画名、目指す技術体系の内容、研究グループ名、連携方法を明記してください。

7. 試験研究計画の実現可能性について

(1) 当該提案に有用な研究開発実績

試験研究計画に沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発又は本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わる全ての研究機関について記載してください。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

(2) 当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

本委託事業を進めるに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載してください。

(3) 農林水産省の補助事業との連携

農林水産省の補助事業「次世代施設園芸導入加速化支援事業」「加工・業務用野菜生産基盤強化事業」「果樹・茶支援関連対策」「産地活性化総合対策事業」等と連携し、効率的な実施体制を有する場合は、以下の記載例に従って事業名等を記載してください。

補助事業は、現在実施中及び今後実施予定のものを対象とします。

(記載例)

事業名	事業実施年度	効率的な実施体制について
〇〇事業	平成〇〇～〇〇年度	〇〇事業で整備した園芸用施設において、今回の革新的技術緊急展開事業で新たな技術体系の実証研究を実施

※行を適宜追加してください。

(4) 研究期間終了後の継続的な研究体制について

研究期間終了後においても、本事業で創出した研究成果の検証や改良を行うなど継続的な研究を行うために、どのような体制を整備しているかを具体的に記載してください。

8. 本研究において創出する技術的成果の普及に向けた方針等と波及の可能性について

研究開発により実証される、省力・低コスト生産体系や消費者等のニーズに対応した品質向上・安定供給技術体系の普及に向けた方針を具体的に記載してください。

また、研究成果がどの程度幅広い地域に波及するかを具体的に記載してください。

9. 研究開発の実績等

(1) 現に実施又は応募している公的資金による研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による研究開発がある場合には、今回応募する研究代表者のほか、代表機関及び共同研究機関の研究員ごとに、制度名、試験研究計画名、実施期間及び予算額を記載してください。また、今回応募する試験研究計画と関連する場合は、その研究成果・内容を簡潔に記載するとともに、本委託事業の試験研究計画と明確に区別できることを記載してください。

(記載例)

研究代表者名 (所属機関)

〇〇費 (〇〇省)、「・・・に関する技術開発」(2005 ～ 2009)

〇〇助成費 (〇〇省)、「・・・に関する研究」(申請中) (2009 ～ 2012)

共同研究機関の研究員 (所属機関)

(2) 共同研究機関のグループとしてのこれまでの活動状況

試験研究計画に応募するに当たって、共同研究機関のグループ(完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。)としてのこれまでの活動状況(産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等)について、簡潔に記載してください。

(3) 現に実施し、又はこれから実施する予定の自己資金により並行して実施する研究開発

本試験研究計画を受託した後に、当該委託業務から得られた研究開発成果を実用化するために必要な実証研究、最適化研究、製品開発などの研究開発を並行して実施する際は、その研究概要、目標(性能等)を明らかにしてください。

また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを記載してください。

10. 契約書に関する合意

生研センターから提示された委託契約書に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。

「〇〇 〇〇(代表者氏名)」は、試験研究計画「〇〇〇〇〇の実証研究」の契約に際し、生研センターより提示された委託契約書に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で、提案書を提出します。

11. 各研究機関等の研究費の詳細見込額

研究グループ名：

(1) 各年度別経費内訳（単位：千円） 注：（4）の試作品等を除く

委託費の内訳	所要額（千円）		備考
	平成26年度	平成27年度	
① 直接経費			ア～オの計
ア. 人件費			
イ. 謝金			
ウ. 旅費			注3を参照してください
エ. 試験研究費			
（エ. うち機械・備品費）	（ ）	（ ）	(2)機械・備品費に内訳を記載
オ. その他必要に応じて計上可能な経費			
② 一般管理費			注4を参照してください
③ 消費税等相当額			注5を参照してください
合計（①+②+③）			注6を参照してください

(2) 機械・備品費の内訳（単位：千円） 注：（4）の試作品等を除く

機械・備品名 (メーカー名・規格等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署
(平成26年度)					
(平成27年度)					

※1 (1) 各年度別経費内訳表の「エ. うち機械・備品費」欄に計上した機械・備品費の内訳を記載してください。

※2 耐用年数が3年以上の機械・備品については、原則としてリースまたはレンタル方式（この場合の経費は「借料及び損料」になりますので、この欄には記入しないで下さい。）により導入することとし、購入が認められる機械等はリースやレンタルができない機械等が対象です。

※3 機械・備品費は、原則、初年度に計上してください。

また、計上していない機械備品の購入は、原則、認められません。

※4 汎用性の高い備品（パソコン、フリーザー等）は計上できません。

(3) 雑役務費（1件当たり100万円以上）の内訳（単位：千円）注：（4）の試作品等を除く

件名	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	備考
(平成26年度)					
(平成27年度)					

※1 1件当たり100万円以上の雑役務（試作品作成・データ分析・賃貸借等）を計画している場合に記載してください。

※2 3件以上を計画している場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。

(4) 試作品等に係る経費（単位：千円）

試作品等名 (仕様等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署等
(平成26年度)					
(平成27年度)					

※1 試作に係る経費を記載してください。

※2 また、それに係る経費の内訳を公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載した資料を別途提出するとともに、経費の積算に係る資料も提出してください。

(注1) 委託費の内訳は、公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載してください。

(注2) 各所要額は、消費税(8%)込みで記載してください。

(注3) 外国での研究等を予定している場合は、備考欄に外国旅費の見積額を記載してください(記載例 2014年度外国旅費〇〇〇千円)。また、どのような研究をどこの国で行う必要があるのか、様式2-1の2(3)の「①試験研究計画の構成及び年次計画」に具体的に記載してください。

(注4) 一般管理費は、試験研究費の15%に相当する額以内で計上してください。

(注5) 消費税等相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る8%に相当する額を計上してください。具体的には、「イ.人件費・謝金」の8%に相当する額を計上してください(人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外)。また、「人件費・謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。

地方公共団体・免税事業者の非課税団体等については計上できません(所要額欄に「-」を記載する)。

なお、委託契約締結時に、消費税法の施行が停止される場合は、消費税は5%に相当する額で委託契約を締結することとなります。

(注6) 合計(①+②+③)欄は、試験研究計画提案書1頁の「必要経費(総額)」の「研究費(試作費等を除く)」と一致させること。

各構成員名： _____ (注6を参照してください)

(1) 各年度別経費内訳 (単位：千円) 注：(4) の試作品等を除く

委託費の内訳	所要額 (千円)		備 考
	平成26年度	平成27年度	
① 直接経費			ア～オの計
ア. 人件費			
イ. 謝金			
ウ. 旅費			注3を参照してください
エ. 試験研究費			
(エ. うち機械・備品費)	()	()	(2)機械・備品費に内訳を記載
オ その他必要に応じて計上可能な経費			
② 一般管理費			注4を参照してください
③ 消費税等相当額			注5を参照してください
合 計 (①+②+③)			

(2) 機械・備品費の内訳 (単位：千円) 注：(4) の試作品等を除く

機械・備品名 (メーカー名・規格等を併記)	数量 (単位)	単価	金 額	使用目的及び必要性	設置部署
(平成26年度)					
(平成27年度)					

※1 (1) 各年度別経費内訳表の「エ. うち機械・備品費」欄に計上した機械・備品費の内訳を記載してください。

※2 耐用年数が3年以上の機械・備品については、原則としてリースまたはレンタル方式(この場合の経費は「借料及び損料」になりますので、この欄には記入しないで下さい。)により導入することとし、購入が認められる機械等はリースやレンタルができない機械等が対象です。

※3 機械・備品費は、原則、初年度に計上してください。

また、計上していない機械備品の購入は、原則、認められません。

※4 汎用性の高い備品(パソコン、フリーザー等)は計上できません。

(3) 雑役務費（1件当たり100万円以上）の内訳（単位：千円）注：（4）の試作品等を除く

件名	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	備考
(平成26年度)					
(平成27年度)					

※1 1件当たり100万円以上の雑役務（試作品作成・データ分析・賃貸借等）を計画している場合に記載してください。

※2 3件以上を計画している場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。

(4) 試作品等の内訳（単位：千円）

試作品等名 (仕様等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署
(平成26年度)					
(平成27年度)					

※1 試作に係る経費を記載してください。

※2 また、それに係る経費の内訳を公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載した資料を別途提出するとともに、経費の積算に係る資料も提出してください。

(注1) 委託費の内訳は、公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載してください。

(注2) 各所要額は、消費税(8%)込みで記載してください。

(注3) 外国での研究等を予定している場合は、備考欄に外国旅費の見積額を記載してください(記載例 2014年度外国旅費〇〇〇千円)。また、どのような研究をどの国で行う必要があるのか、様式2-1の2の(3)の「①試験研究計画の構成及び年次計画」に具体的に記載してください。

(注4) 一般管理費は、試験研究費の15%に相当する額以内で計上すること。

(注5) 消費税等相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る8%に相当する額を計上してください。具体的には、「イ. 人件費・謝金」の8%に相当する額を計上してください(人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外)。また、「人件費・謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。

なお、地方公共団体・免税事業者の非課税団体等については計上できません(所要額欄に「-」を記載する)。

なお、委託契約締結時に、消費税法の施行が停止される場合は、消費税は5%に相当する額で委託契約を締結することとなります。

(注6) 研究を実施する研究管理運営機関の場合は、「各構成員名：」を「各構成員名(研究管理運営機関)：」と修正の上、記載してください。

12. 参画機関及び研究者情報

(1) 参画機関の概要

参画機関（代表機関含む）の代表者名、住所等（実際に研究を実施する支所、学部等ごとに作成）

代表 機 関	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
	研究代表者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* **** -****(内線)	FAX	**-* **** -****
		e-mail		エフオート	(%)
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* **** -****(内線)	FAX	**-* **** -****
		e-mail		エフオート	(%)
	経理統括責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* **** -****(内線)	FAX	**-* **** -****
		e-mail			
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* **** -****(内線)	FAX	**-* **** -****
e-mail					
業務概要					
従業員数	(人)				
財務状況 (注5~6)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	当期純利益(千円)				
	資本金(千円)				
	純資産(千円)				

共同 研 究 機 関	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* **** -****(内線)	FAX	**-* **** -****
		e-mail		エフオート	(%)
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
所属		〇〇〇部〇〇〇課			
TEL		**-* **** -****(内線)	FAX	**-* **** -****	

	e-mail			
業務概要				
従業員数	(人)			
財務状況 (注5~6)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	当期純利益(千円)			
	資本金(千円)			
	純資産(千円)			

普及・ 実用化 支援組織	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇			
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* ****-**** (内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail			
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* ****-**** (内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail			
	業務概要				
従業員数	(人)				

研究管理 運営機関	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇			
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* ****-**** (内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail		エフォート	(%)
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* ****-**** (内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail			
	業務概要				
従業員数	(人)				
財務状況 (注5~6)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	当期純利益(千円)				
	資本金(千円)				
	純資産(千円)				

- (注1) 代表機関及び全ての共同研究機関について研究実施責任者を記載して下さい。
- (注2) 研究代表者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者、経理統括責任者と研究実施責任者は、それぞれ別の者である必要があります。
- (注3) 電話番号、FAX番号、e-mailアドレスは半角文字で記載してください。
- (注4) 共同研究機関・普及・実用化支援組織が複数ある場合は、様式を追加すること。
- (注5) 財務状況は「貸借対照表」又は「損益計算書」の金額を記入してください。
- (注6) 地方公共団体に関しては、財務状況の記入は不要です。
- (注7) 研究管理運営機関の項目は、該当する場合のみ記載してください。

(2) 研究者情報

①研究代表者の経歴等（研究代表者のみ記載）

研究代表者名	
最終学歴	
学位	
主な職歴と 研究内容	

②主な研究論文、著書及び特許の取得（研究代表者・研究分担者すべての者において記載）

氏名	学位	所属・役職	主な研究論文・著書・特許（近年の重要なものを5件以内）

（提案課題と関連があるものについては◎をつけること）

（注1）著者（共著者）に本人及び研究分担者が含まれる場合は名前にアンダーラインを付すこと

様式 2 - 2 (参画機関の特許権等への取組状況) 原則 A 4 用紙 1 枚以内・必須

試験研究計画名			
代表機関名		研究代表者名	

- (1) 当該試験研究計画についての、成果の活用に係る方針、指針等の有無

- (2) 各参画機関における職務発明規程の他、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等の有無

- (3) 研究グループにおける特許権等管理指針、ポリシー、規程等の有無

- (4) 各参画機関における特許権等の担当部署や担当官、特許権等に関する問合せ窓口の配置(設置)の有無

様式 2 - 3 (経理事務体制について) A 4 用紙 2 枚以内・必須

試験研究計画名			
代表機関名		研究代表者名	
研究管理 運営機関名		研究管理運営機 関の責任者名	

1. 区分経理処理が行える会計の仕組みについて

(1) 現在、区分経理処理が行える会計の仕組みが整備できていますか。

※どちらかに○を付してください。

- ・ 現在整備できている
- ・ 現在整備できていない

(2) その内容

2. 経理執行体制について

(1) 現在の経理体制・職務内容

(2) 内部牽制について

様式 2 - 4 (研究管理運営機関を活用する理由書) A 4 用紙 1 枚以内・該当試験研究計画のみ

試験研究計画名			
代表機関名		研究代表者名	
研究管理 運営機関名		研究管理運営機 関の責任者名	

(理 由)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
代表機関の財政担当責任者

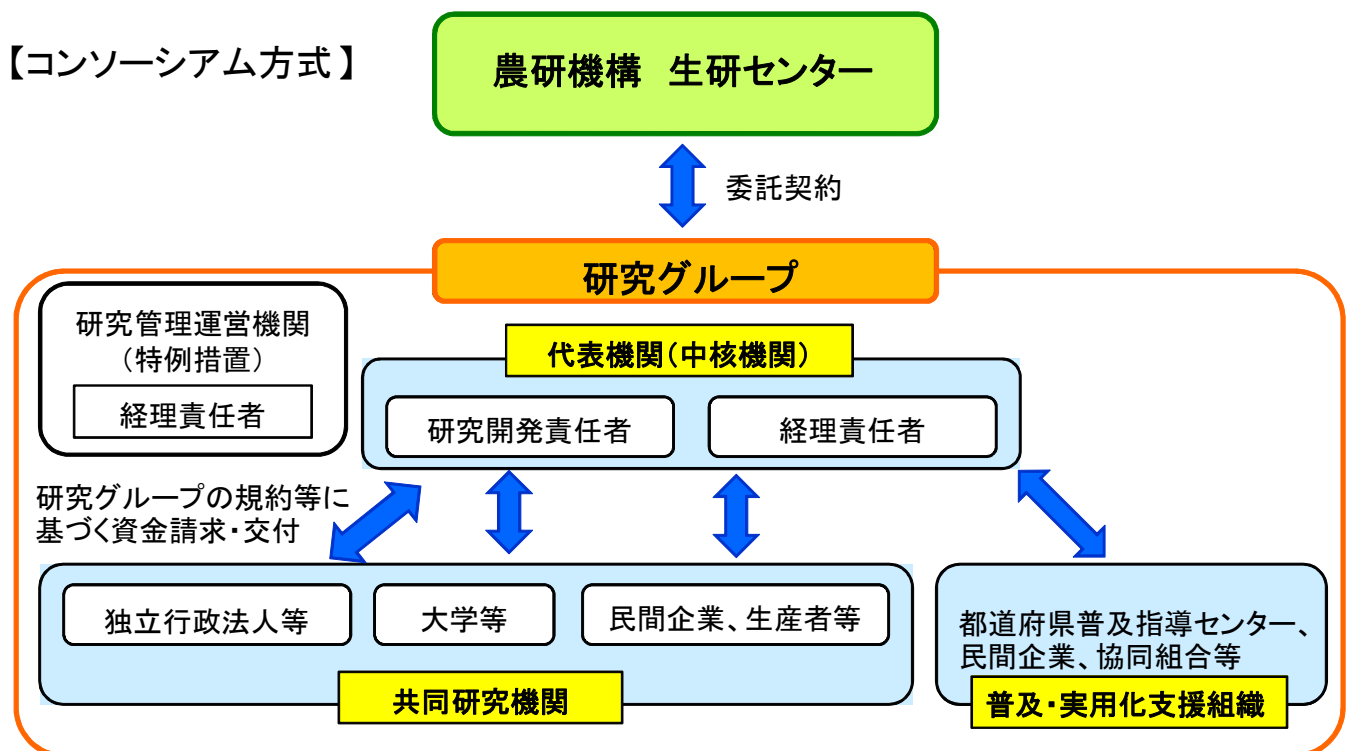
担当者の連絡先	
担当者氏名	
所属部署	
役 職	
電話番号・FAX	
E-mail	

(注) 課題が採択された場合、代表機関の財政担当責任者の公印を押印したものを速やかに提出していただきます。

**「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業
（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）」に係る契約等の手続きについて**

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）」の契約については、農林水産省において行っている契約方式によることとし、研究機関が共同して構成した研究グループの場合、この研究グループ（コンソーシアム）を委託先として、委託契約を締結することとします。

その際の事務の流れは次の 1. 及び 2. のとおりです。



- (1) 研究グループと生研センターとの契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関が生研センターと契約していただきます。「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）」応募要領「3（3）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

【研究グループの設立方式】

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法（規約方式）
 - ② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が協定書を交わす方法（協定書方式）
 - ③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法（共同研究方式）
- ※規約等のひな形は別添のとおりです。

- (2) 研究グループは、当該コンソーシアムの代表機関を決定していただきますが、代表機関の主な業務は次のとおりです。
- ◎生研センターとの委託契約の締結
 - ◎生研センターへ委託事業に係る資金の請求及びその受領
 - ◎コンソーシアムの他の構成員への資金交付
 - ◎生研センターへの委託契約の変更（中止）申請
 - ◎委託研究課題に係る研究の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ
 - ◎コンソーシアムにおける委託事業に係る研究費使用についてのコンプライアンスの確保、研究費の適正な執行管理
 - ◎知的財産権の研究成果に関し、構成員（共同研究機関）に特許権等の取得を促すこと
 - ◎生研センターへの研究成果報告書、国外への特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）及び許諾に係る事前協議書等委託契約書に基づく各種報告書及び事前協議書の提出
 - ◎構成員（共同研究機関）である法人等から提出された実績報告書（収支決算及び成果の概要）の内容確認、取りまとめ、額の確定
 - ◎生研センターへの実績報告書の提出
 - ◎生研センターからの依頼に基づく委託事業の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告
- (3) 本事業では、生研センターが必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）とは別に、生研センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、生研センターとの委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

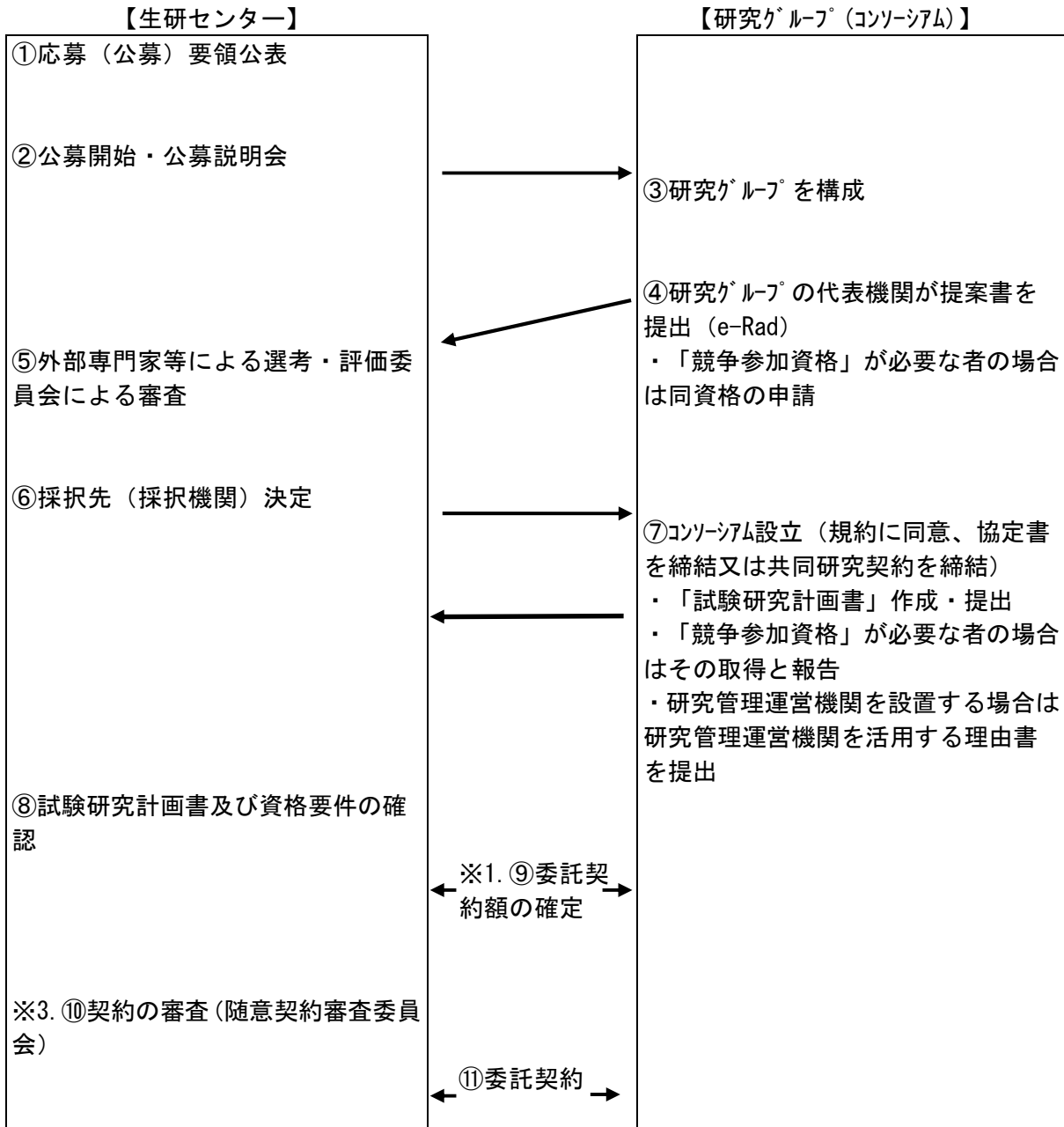
[研究管理運営機関の要件]

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、以下の要件とします。

- ① 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は代表機関となることはできません。）。
- ② 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。具体的には、アからエまでの能力・体制を有していること。
 - ア 研究グループを設立し、生研センターとの委託契約を締結できる能力・体制
 - イ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
 - ウ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - エ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ③ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- ④ 公的機関との委託契約の実績を有するなど、委託契約手続をスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を応募書類（様式2-4）に記載していただくとともに、応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）の経理責任者の承認を必要とします。

1. 公募から契約締結までの事務の流れ



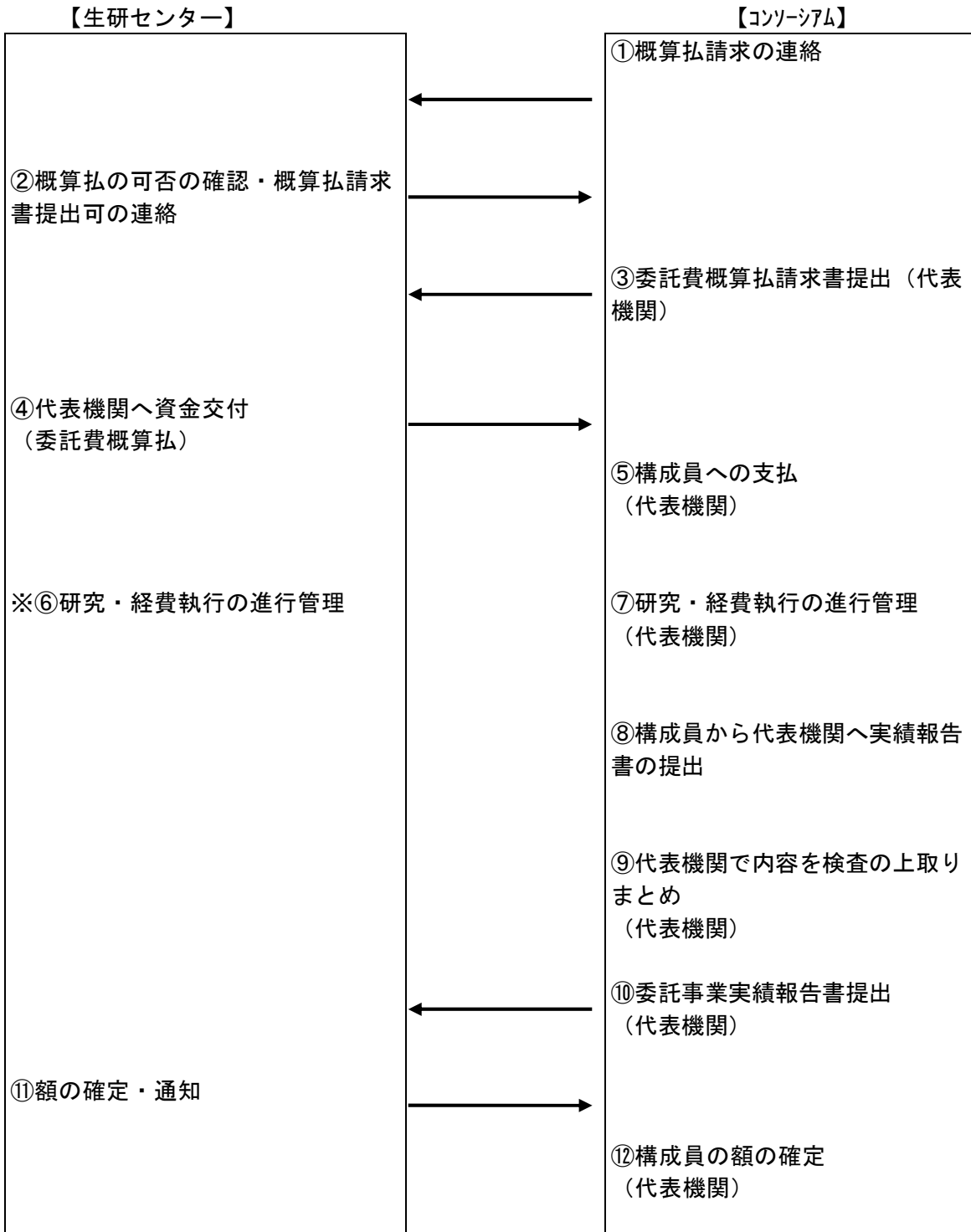
※1. 委託契約額は、生研センターが「試験研究計画書」により「予定価格（非公開）」を算定し、採択先が生研センターに対して、この価格以下の価格を提示したときに確定します。

※2. 採択がされても、資格要件が満たされない場合や委託先が提示する価格が予定価格以下とならない等の場合は、採択を取消し、契約は締結しませんので、ご留意下さい。

※3. 契約に当たって、生研センターの「随意契約審査委員会」で審査を行います。採択の決定後であっても審査に必要な書類の提出を求める場合がありますので、生研センターから提出の指示があれば、速やかに提出して下さい。

※4. 委託費の支出の対象となるのは、契約締結日以降に発生した当該実証研究のための経費です。契約締結日前に発生した経費は、対象となりませんので、ご注意下さい。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



※⑥生研センターは、経費の執行管理を確認するため、研究実施期間中、証拠書類の提出を求めるほか、現地に出向いて経理調査を行うことがあります。

〇〇コンソーシアム規約

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）という。

(事務所)

第2条 コンソーシアムは、その主たる事務所を構成員である〇〇県〇〇市〇〇区〇〇所在の△△研究所内に置く。

(目的)

第3条 コンソーシアムは、××××の実証に向けた研究を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）（以下「本研究事業」という。）に関する業務を行う。

2 各構成員による本研究事業の分担は、コンソーシアムが独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）との間で締結した委託契約書別紙の委託試験研究実施計画書の定めるところによる。

第2章 構成員

(構成員)

第5条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 △△研究所
- 二 〇〇大学大学院農学研究科
- 三 株式会社〇〇研究所
- 四 〇〇農業協同組合××部

(書類及び帳簿の備付け)

第6条 コンソーシアムは、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 本規約及び第18条各号に掲げる規程
- 二 構成員の氏名及び住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地及び代表者の氏名）を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他第18条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

2 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく代表機関にその旨を届け出なければならない。

（地位の譲渡の制限）

第7条 構成員は、全構成員の同意を得ないで、本研究事業に関して当該構成員の有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

（入会）

第8条 コンソーシアムの構成員となろうとする者は、全構成員の同意を得なければならない。

（脱退）

第9条 構成員は、本研究事業が終了するまでの間は脱退することができない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 本研究事業のうち当該構成員自らが実施することとなっている部分の全部が中止又は終了となった場合
- 二 破産手続開始の決定があった場合
- 三 死亡
- 四 前各号に掲げる場合のほか、脱退を要するやむを得ない事由があると代表機関が認めた場合

（除名）

第10条 コンソーシアムは、構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該構成員を除名することができる。この場合において、代表機関は、その総会の開催の日の30日前までに、当該構成員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、代表機関に対して弁明する機会を与えるものとする。

- 一 コンソーシアムの事業を妨げ、又はコンソーシアムの名誉をき損する行為をしたとき。
- 二 本規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 代表機関は、除名の決議があったときは、その旨を当該構成員に通知するものとする。

第3章 総会

（総会の開催）

第11条 コンソーシアムの総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会の出席構成員が互選する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があ

ったとき。

二 その他代表機関が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 12 条 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

2 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、代表機関は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 13 条 総会は、全構成員の出席がなければ開くことができず、総会の議事は、全構成員の同意をもって決定する。

2 構成員（議長を含む。）は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第 1 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

(総会の権能)

第 14 条 総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業実施計画及び収支予算の設定又は変更
- 二 年度事業成果報告書及び年度事業実績報告書並びに収支決算
- 三 この規約の変更
- 四 諸規程の制定及び改廃
- 五 コンソーシアムの解散
- 六 構成員の除名
- 七 本研究事業の実施に関すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に関する重要な事項

(書面又は代理人による議決権の行使)

第 15 条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに代表機関に到達しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を代表機関に提出しなければならない。

4 第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数、前条第 4 項により当該総会に出席

したとみなされた構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人が署名捺印しなければならない。
- 4 議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第4章 代表機関

(代表機関)

第17条 コンソーシアムの業務を執行するため、第2条に定める主たる事務所が置かれる△△研究所をその代表機関とする。

- 2 代表機関は次条に掲げる業務を行うものとし、同条各号に掲げる業務の執行に当たっては、業務ごとに責任者を置くものとする。

(業務の執行)

第18条 コンソーシアムの業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 ○○コンソーシアム事務処理規程
- 二 ○○コンソーシアム会計処理規程
- 三 ○○コンソーシアム知的財産権取扱規程
- 四 その他総会において議決した規程

第5章 会計

(事業年度)

第19条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、コンソーシアムの設立初年度については、コンソーシアムが設立された日から始まり、その日以後の最初の3月31日に終わるものとする。

(資金の取扱い)

第20条 コンソーシアムの資金の取扱方法は、○○コンソーシアム会計処理規程で定めるものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第21条 コンソーシアムの事務に要する経費は、本研究事業に係る委託費(構成員からの負担金)をもって充てるものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 22 条 構成員は、コンソーシアムの代表機関から、本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分の実施に必要な経費の分配を受けるものとする。

(年度事業実施計画及び収支予算)

第 23 条 コンソーシアムの年度事業実施計画及び収支予算は、代表機関が作成し、総会の議決を得なければならない。

第 6 章 清算

(解散)

第 24 条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる場合に解散するものとする。

- 一 本研究事業の全部が終了したとき。
- 二 総会において解散の議決がなされたとき。
- 三 構成員が一名となったとき。

(清算人)

第 25 条 前条の規定によりコンソーシアムが解散した場合、代表機関が指定する者(代表機関が自己を指定する場合には、代表機関)が清算人となる。

2 清算人は、コンソーシアムの解散後、速やかに清算手続を開始するものとする。

(清算人の権限)

第 26 条 清算人は、次の各号に掲げる事項に関して職務を行い、コンソーシアムを代表する裁判上及び裁判外は一切の権限を有する。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の処理
- 四 その他前各号の職務を行うに当たり必要な一切の行為

(清算手続)

第 27 条 清算人は、その着任後遅滞なくコンソーシアムの財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の具体を定め、これらに係る書類を各構成員に送付するものとする。

2 その他清算に関する事項は、すべて清算人が独自の判断により適切と考える方法により行うものとする。

(事業終了後の残余財産の取扱い)

第 28 条 本研究事業の全部が終了した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、当該残余財産の取扱いについては、清算人が生研センター所長と協議の上決定するものとする。

第7章 雑則

(委託契約の遵守)

第29条 構成員は、代表機関が生研センター所長との間で締結した委託契約において、コンソーシアムが課された義務を履行するため、所定の手続を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 構成員が、前項規定による措置を講じず、又は、本研究事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによってコンソーシアム又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

(事故の報告)

第30条 構成員は、本研究事業において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合には、その内容を直ちに代表機関へ報告しなければならない。

(細則)

第31条 本研究事業に関する国の定め及びこの規約に定めるもののほか、コンソーシアムの事務の運営上必要な細則は、代表機関が別に定める。

- 2 本規約、各規程及び細則の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度各構成員間で協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 本規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 コンソーシアムの設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第14条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

〇〇コンソーシアム事務処理規程

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の事務処理業務に関しては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）との間で締結した攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）（以下「本研究事業」という。）に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び〇〇コンソーシアム規約（以下「コンソーシアム規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、コンソーシアムにおける事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第3条 コンソーシアムの事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理責任者)

第4条 コンソーシアムの事務処理は、コンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）に事務処理責任者（以下「事務処理責任者」という。）を置き、これが行うものとする。

2 前項の事務処理責任者は、コンソーシアム会計処理規程に規定する経理責任者を兼務することができる。

(〇〇事業の実施)

第5条 構成員は、生研センター所長との間で締結した本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分（以下「構成員実施部分」という。）をコンソーシアム規約に規定する年度事業実施計画（以下「年度事業実施計画」という。）に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

2 構成員は、構成員実施部分が終了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業の成果を記載した実績報告書を代表機関に提出するものとする。

3 代表機関は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業の内容が、年度事業実施計画の内容と適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うもの

とする。

- 4 代表機関は、前項に規定する検査の結果、構成員が実施した事業の内容が年度事業実施計画の内容と適合すると認めるときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。
- 5 構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、構成員実施部分の遂行が困難となったときは、事業中止申請書を代表機関に提出し、代表機関は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと協議の上、本研究事業に係る契約の変更を行うものとする。
- 6 構成員は、前項に規定する場合を除き、構成員実施部分の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業実施計画変更承認申請書を代表機関に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託契約書第 11 条のただし書きに定めるものについては、この限りではない。

第 2 章 文書の取扱い

(文書の処理及び取扱いの原則)

第 6 条 コンソーシアムにおける事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

- 2 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴ることとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第 7 条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第 8 条 文書の発行名義人は、代表機関の長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第 9 条 事務処理責任者は、文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他の必要な事項を記載した文書整理簿を作成し、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(保存期間)

第 10 条 文書は、これが完結した日から保存し、本研究事業終了の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存するものとする。

(文書の廃棄)

第 11 条 文書で保存期間を経過したものは、第 9 条の文書整理簿から削除し、廃棄するも

のとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお保存の必要があるものについては、その旨を当該文書整理簿に記入し、事務処理責任者による管理の下、保存しておくことができる。

- 2 前項において個人情報記録されている文書を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第3章 雑則

第12条 第1条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

〇〇コンソーシアム会計処理規程

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の会計業務に関しては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長との間で締結した攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）（以下「本研究事業」という。）に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び〇〇コンソーシアム規約（以下「コンソーシアム規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、コンソーシアムの会計の処理に関する基準を定め、コンソーシアムの業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(会計原則)

第3条 コンソーシアムの会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 コンソーシアムの会計処理に関し、真実な内容を明瞭にすること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

(口座の開設)

第4条 コンソーシアムは、これを名義とする銀行の管理口座を開設するものとする。

（※代表機関名義で既に保有している管理口座でも可能。その場合は、「コンソーシアムの口座は、〇〇の管理口座とする。」などと規定する。）

(会計年度)

第5条 コンソーシアムの会計年度は、コンソーシアム規約に定める事業年度に従うものとする。

- 2 コンソーシアムの出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第6条 出納責任者は、コンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）の長とする。

(経理責任者)

第7条 コンソーシアムの経理処理は、代表機関に経理責任者（以下「経理責任者」とい

う。)を置き、これが行うものとする。

- 2 前項の経理責任者は、〇〇コンソーシアム事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）に規定する事務処理責任者を兼務することができる。

第2章 帳簿類

（帳簿）

第8条 経理責任者は、品名、規格、金額、契約相手方、契約年月日、納品年月日、支払年月日を記載した帳簿を作成し、これをコンソーシアム規約に定める主たる事務所に備え付けておかなければならない。

（会計伝票）

第9条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、代表機関が別に定める。
 - 一 入金伝票
 - 二 出金伝票
 - 三 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、経理責任者の承認印を受けるものとする。

（帳簿書類の保存及び処分）

第10条 会計帳簿、会計伝票その他の会計関係書類の保存期間は、事務処理規程の規定による。

- 2 前項の会計関係書類を廃棄する場合には、あらかじめ、経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。
- 3 前項において個人情報記録されている会計関係書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

（帳簿の更新）

第11条 帳簿は、原則として事業年度ごとに更新する。

第3章 予算

（予算の目的）

第12条 予算は、事業年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

（予算の目的外使用）

第13条 予算は、定められた目的以外に使用してはならない。

(予算の執行)

第 14 条 コンソーシアムの運営に係る事務に要する予算の執行については、経理責任者の決裁を受けなければならない。

- 2 本研究事業に係る構成員自らが実施することとなっている部分に要する予算の執行については、当該構成員の内部規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

第 4 章 出納

(金銭出納の明確化)

第 15 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、その事務を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(支払方法)

第 16 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、出納責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これにより難しい場合として出納責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(領収証の徴収)

第 17 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(金銭の過不足)

第 18 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 7 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(財産管理台帳)

第 19 条 コンソーシアムは、本研究事業により取得した 10 万円以上の機械及び備品の管理に当たり、別紙の財産管理台帳(機械及び備品)を備え、機械及び備品の取得、使用、移動、処分等異動増減の都度それぞれの内容等を記録し、現状を明確に把握しておくものとする。

(物品の善管注意義務)

第 20 条 本研究事業のために購入した機械及び備品の管理については、コンソーシアムはその責任において善良な管理を行い、保全に万全を期するものとする。

2 本研究事業終了後、同種の事業を実施するため引き続き前項の物品を使用する場合は、本研究事業の委託契約書の定めに従うとともに、引き続き前項の注意義務を果たすものとする。

(物品の表示)

第 21 条 機械及び備品の表示は次の管理用銘版による。

物 品 標 示 票	
事 業 名	革新的技術緊急展開事業（うち実証研究）
コンソーシアム名	
品 名	
物品番号	
取得年月日	年 月 日
備考	△△機構 ××研究所

第 6 章 決算

(決算の目的)

第 22 条 決算は、事業年度ごとに会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算書の作成)

第 23 条 経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、代表機関に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 財産目録

(年度決算の確定)

第 24 条 代表機関は前条の計算書類を総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

第 7 章 雑則

第25条 第1条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

財 産 管 理 台 帳 (機 械 及 び 備 品)

品目 (単位) _____

年 月 日	整理区分	摘 要	異 動 高				現 在 高		処 分 制 限 期 間		備 考
			増		減		数 量	価 格	耐 用 年 数	処 分 制 限 期 限 年 月 日	
			数 量	価 格	数 量	価 格					
				円		円		円			

- (注) (1) 品目ごとに別葉とする。
 (2) 整理区分欄には購入等を記入する。
 (3) 処分制限期間欄には、耐用年数4年を記入し、処分制限期限(取得年月日の4年後の前日(対応日))を記入する。
 (4) 備考欄には設置場所を記入する。

〇〇コンソーシアム知的財産権取扱規程

平成〇年〇月〇日制定

(目的)

第1条 この規程は、〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）所長との間で締結した攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）（以下「本研究事業」という。）の実施を通じて発生する知的財産権の取扱い等に関して必要な事項を定めることにより、活発な研究開発の促進を図るとともに、知的財産権の帰属及び出願手続等について明確にすることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げる権利をいう。

- 一 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- 二 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- 三 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- 四 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- 五 品種登録を受ける地位又は育成者権
- 六 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
- 七 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される権利に係るもの

(帰属)

第3条 本研究事業の実施により発生した知的財産権のうち、委託契約書の規定により生研センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、これらの者の中で協議し、決定※するものとする。

※ 知的財産権の発生に係る貢献割合に応じて持分を決定する旨を明示することも可。なお、知的財産権につながる研究成果が現れた後に改めて権利の帰属を決することも可能ではあるが、成果の内容によっては関係者の中で意見が対立する可能性があるため、あらかじめ決めておくことが望ましい。

(出願)

第4条 本研究事業の実施により発生する知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。

2 前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当た

っては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定^{*1}の上、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を^{*2}決定するものとする。

- 3 第1項及び第2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書により、それぞれ遅滞なくコンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）に報告するものとする。

※1 協議、決定する対象は、出願の是非、権利者、手続を行う者（特定の者が一括して行うか否か）等を想定。

※2 「持分比率」や「折半」等により決定する旨をあらかじめ本規程において明示することも可。

（維持管理）

第5条 知的財産権の維持管理に係る手続及び当該維持管理に要する費用については、前条の規定を準用する。

（持分譲渡）

第6条 知財共有構成員が自己の有する持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員の同意を書面により得なければならない。

- 2 譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表機関に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しないときは、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

（第三者への実施許諾）

第7条 本研究事業により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。

- 2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申込みを受けた知財共有構成員は他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第2項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定^{*}するものとする。

（※「持分比率」等により決定する旨明示することも可。）

（自己実施）

第8条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、知財共有構成が自

ら実施しようとするときは、当該知財共有構成員以外の者と実施の支払等について定めた実施契約を連名により締結する。

(持分放棄)

第9条 知財共有構成員が自己の有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

(共同研究に係る発明補償)

第10条 知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した従業者に対する補償をそれぞれ自己の属する従業者に対してのみ、自己の規程等に基づき補償する。

(共同出願契約の締結)

第11条 第4条第2項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第3条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

(秘密の保持)

第12条 構成員は、本研究事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報
 - 二 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報
 - 三 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 四 構成員が独自に開発して得たことを証明できる情報
 - 五 委託契約書の規定に基づく事前協議により生研センター所長の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に生研センター所長の同意を得た情報
- 2 構成員は、本研究事業における自己の従業者に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

(成果の公表)

第13条 前条の規定にかかわらず、構成員が、自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、当該公表の〇〇日前までにその内容を他の構成員及び代表機関に書面により送付するものとする。

2 前項の内容を含む研究成果が公表されることにより利益を損なう又はそのおそれがあると考える構成員は、当該書面を受領後〇〇日以内に、利益を損なう又はそのおそれがある内容及びその理由を明らかにした上で、当該研究成果の公表を希望する構成員及び代表機関に送付するものとする。

3 代表機関は、これら構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとする。

(生研センターとの関係等)

第14条 本研究事業における構成員と生研センター所長との間の権利保有関係については、本規程に定めるもののほか、委託契約書に定められている知的財産権の取扱いに係る契約事項を遵守しなければならない。

2 構成員は、代表機関が生研センター所長に対して次に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ代表機関に対してその内容等につき報告を行い、関係書類の作成に協力をしなければならない。

- 一 委託契約書の規定に基づき確認書を提出する場合
- 二 委託契約書の規定に基づき研究成果報告書を提出する場合
- 三 委託契約書の規定に基づき試験研究成果の公表に際しての事前協議を行う場合
- 四 委託契約書の規定に基づき特許権等出願通知書、特許権等通知書又は著作物通知書を報告する場合
- 五 委託契約書の規定に基づき著作物通知書を提出する場合
- 六 委託契約書の規定に基づき特許権等の譲渡についての事前協議書を提出する場合
- 七 委託契約書の規定に基づき特許権等の実施許諾についての事前協議書を提出する場合
- 八 委託契約書の規定に基づき特許権等の国外実施についての事前協議書を提出する場合
- 九 委託契約書の規定に基づき特許権等の放棄についての事前協議書を提出する場合
- 十 委託契約書の規定に基づき優先的利用の許諾を受ける場合

第15条 本研究事業に関する国及び農研機構の定め、コンソーシアム規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

「〇〇コンソーシアム」参加契約書

「××××の開発」委託事業（以下「本委託研究事業」という。）を実施するために、本委託研究事業に参加する法人等（以下「構成員」という。）は、「〇〇コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の成立にあたり、次の通り契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約に用いられる用語で、別紙のコンソーシアム規約（以下「規約」という。）に定義されているものは、その定義どおりとする。

（総則）

第2条 構成員は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）とコンソーシアムとの委託契約書の規定及び規約に従うことを同意することをここに確認し、コンソーシアムに構成員として参加することに合意する。

（構成員による事業の実施）

第3条 構成員は、生研センター所長とコンソーシアムとの委託契約に基づく委託契約書に明記された委託試験研究実施計画を善良なる管理者の注意により実施する。

（有効期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約締結の日より規約に定めるコンソーシアムの解散の日までとする。ただし、規約に定める義務がコンソーシアムの解散後も存続する場合は、その存続期間中、第2条に定める構成員としての規約遵守義務は存続するものとする。

（協議）

第5条 本契約に記載のない事項または解釈上の疑義については、信義誠実の原則に従い、構成員間の協議により決定するものとする。

本契約の成立を証して全ての構成員の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

構成員

住 所

名 称

代表者氏名

印

住 所
名 称
代表者氏名

印

住 所
名 称
代表者氏名

印

住 所
名 称
代表者氏名

印

住 所
名 称
代表者氏名

印

(代表機関) ○○大学法人 ○○大学 御中
○○コンソーシアム構成員 御中

「○○コンソーシアム規約」同意書

当法人、○○○○は、頭書各位に対して、別紙「○○コンソーシアム規約」に同意する契約（以下「本契約」という。）に申し込みます。

当法人は、頭書各位全員が当法人同様本契約の締結を申し込んだ場合、本契約が、当法人及び頭書各位全員との間で締結されたものとみなされることにあらかじめ同意します。

平成 年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

〇〇共同研究機関協定書ひな形

(名称)

第1条 この機関は、〇〇共同研究機関（以下「機関」という。）と称する。

※ ここでいう「機関」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムのことであるが、協定書等において必ず「コンソーシアム」を用いなければならない、ということはない。本条はコンソーシアムという名称を用いない例を示すもの。

(目的)

第2条 機関は、〇〇（以下「委託研究」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

(構成員の住所及び名称)

第3条 機関の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇〇
- 〇〇〇研究所
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 国立大学法人〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇県〇〇研究所
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 株式会社〇〇

(代表者の名称)

第4条 機関は、〇〇〇法人〇〇〇研究所を代表者とする。

※ ここでいう「代表者」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムの代表機関のことであるが、協定書等において必ず「代表機関」を用いなければならない、ということはない。本条は代表機関という名称を用いない例を示すもの。

(事務所)

第5条 機関は、主たる事務所を代表者である〇〇県〇〇市〇〇〇法人〇〇〇研究所内に置く。

(代表者の権限)

第6条 代表者は、委託研究の実施に関し、機関を代表して、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、本協定に基づき他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

(研究の分担)

第7条 各構成員の研究の分担は、別添委託研究実施計画書のとおりとする。

(運営委員会)

第8条 機関は、構成員全員をもって運営委員会を設け、毎年度、委託研究に関する契約に基づいて年度実施計画を定め、収支決算を審議するなど委託研究の円滑な実施に当たるものとする。

(構成員による研究の実施)

第9条 構成員は、年度実施計画に従って、当該構成員の分担する研究を実施するものとする。

(委託費の配分)

第10条 構成員は、その分担する研究のために委託費の配分を受けるものとする。

2 前項に規定する構成員毎の委託費の配分額の限度額及びその内訳は、年度実施計画に定めるところによる。

(実績報告)

第11条 構成員は、毎年度、担当する研究が終了したときは、その成果を記載した実績報告書を作成し、代表者に提出するものとする。

(検査)

第12条 代表者は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の内容が年度実施計画の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類の提出を求め、又は実地に検査を行うものとする。

(委託費の配分額の確定)

第13条 代表者は、前条に規定する検査の結果、構成員が実施した研究の内容が年度実施計画の内容に適合すると認めるときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、各構成員が分担する委託研究に要した経費の実支出額と第10条第2項に規定する配分額の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第14条 代表者は、前条の規定により委託費の配分額が確定した後、構成員からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、構成員がその分担する委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、代表者は、これを適当と認めるときはこれを支払うことができる。

- 3 構成員は前二項の規定による委託費の請求をするときは、請求書を代表者に提出するものとする。

(過払金の返還)

第 15 条 構成員は、既に支払を受けた委託費が、第 13 条第 1 項の委託費の配分の確定額を超えるときは、その超える金額について、代表者の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

第 16 条 構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、その分担する委託研究の遂行が困難となったときは、委託研究中止（廃止）申請書を代表者に提出し、代表者は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと協議の上、委託研究に係る契約の変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を変更するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第 17 条 構成員は、前条に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された当該構成員の分担する委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託研究実施計画変更承認申請書を代表者に提出し、その承認を受けなければならない。委託契約書第 11 条のただし書きに定めるものについては、この限りではない。

(物品管理)

第 18 条 構成員は、委託研究のために購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 委託研究終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を代表者が指定したときは、構成員は、代表者の指示により当該物品を返還するものとする。

(帳簿等)

第 19 条 構成員は、分担する研究に要した経費について、帳簿を作成・整備した上で、他の事業等の経費とは別に、明確に区分して経理しなければならない。

- 2 構成員は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 構成員は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、委託研究終了の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間、整備、保管しなければならない。
- 4 構成員は、実績報告書の作成、提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。
- 5 構成員は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと代表者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費並びに人件費及び賃金)

第 20 条 構成員は、委託費からの旅費並びに人件費及び賃金の支払いについては、いずれも委託研究と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 構成員は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第 21 条 この委託研究に関する研究の成果に係る次に掲げる権利等（以下「知的財産権」という。）のうち委託研究に係る契約書に基づき生研センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、知的財産権の発生に係る寄与度等に応じ、これらの構成員の間で協議し、決定するものとする。

- 一 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - 二 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
 - 三 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
 - 四 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
 - 五 品種登録を受ける地位又は育成者権
 - 六 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）
 - 七 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）上保護される権利に係るもの
- 2 この委託事業に係る知的財産権を伴う成果が得られた場合には、研究成果報告書により、遅滞なく代表者にその旨を報告するものとする。

(出願)

第 22 条 前条により発生する知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願等に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。

- 2 前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当たっては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定の上、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を決定するものとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項により知的財産権の出願等が行われた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書により、それぞれ遅滞なく代表者に報告するものとする。

(維持管理)

第 23 条 知的財産権の維持管理に係る手続き及び当該維持管理に要する費用については、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(持分譲渡)

第 24 条 知財共有構成員が自己の持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、他の知財共有構成員及び代表者の同意を書面により得なければならない。

2 譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表者に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しない場合は、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

(第三者への実施許諾)

第 25 条 委託研究により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾申し込みを受け付けるものとする。

2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申し込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申し込みを受けた知財共有構成員はその他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。

3 第 1 項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第 2 項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定するものとする。

(自己実施)

第 26 条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、いずれかの知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、他の知財共有構成員と実施料の支払い等について定めた実施契約を連名により締結する。

(持分放棄)

第 27 条 知財共有構成員が自己の保有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

(共同研究に係る発明補償)

第 28 条 知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した者に対する補償をそれぞれ自己の属する従事者に対してのみ、自己の規定に基づき補償する。

(共同出願契約の締結)

第 29 条 第 22 条第 2 項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第 21 条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

(成果の公表)

第 30 条 構成員が、自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、事前にその内容を他の構成員及び代表者に通知するものとする。

(取引金融機関)

第 31 条 機関の取引金融機関は〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(委託契約の遵守)

第 32 条 構成員は、代表者が生研センター所長との間で締結した委託契約において、機関に課せられた義務を履行するため、所定の手続きを実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 構成員が、前項に規定する措置を講じず、又は、委託研究を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによって機関又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

(事故の報告)

第 33 条 構成員は、委託研究において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに代表者へ報告しなければならない。

(協定書に定めのない事項)

第 34 条 本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、代表者はその全てに、代表者以外の構成員は各 2 通に、それぞれ記名押印の上、各自押印のもの 1 通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

独立行政法人〇〇〇研究所 理事長 印

国立大学法人〇〇大学 学長 印

〇〇県〇〇研究所 所長 印

株式会社〇〇 社長 印

(別添) 委託研究実施計画書

1 全体計画

研究項目	平成26年度	平成27年度
1. ○○技術の開発	(○○○研、	○○大学)
(1) ○○の解明	(○○研究所、	○○○研)
(2) ○○技術の体系化		
2. ○○の開発	(○○大学)	
(1) ○○の解明	(○○研究所、	(株)○○)
(2) ○○の開発	(○○○研)	
(3) ○○マニュアル作成		(○○○研)

2 分担計画

構成員名	分担内容	研究担当者
○○○研究所	○○のうち○○、○○	○○
○○大学	○○のうち○○、○○	○○
○○研究所	○○のうち○○、○○	○○
(株)○○	○○のうち○○	○○

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業 (うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」

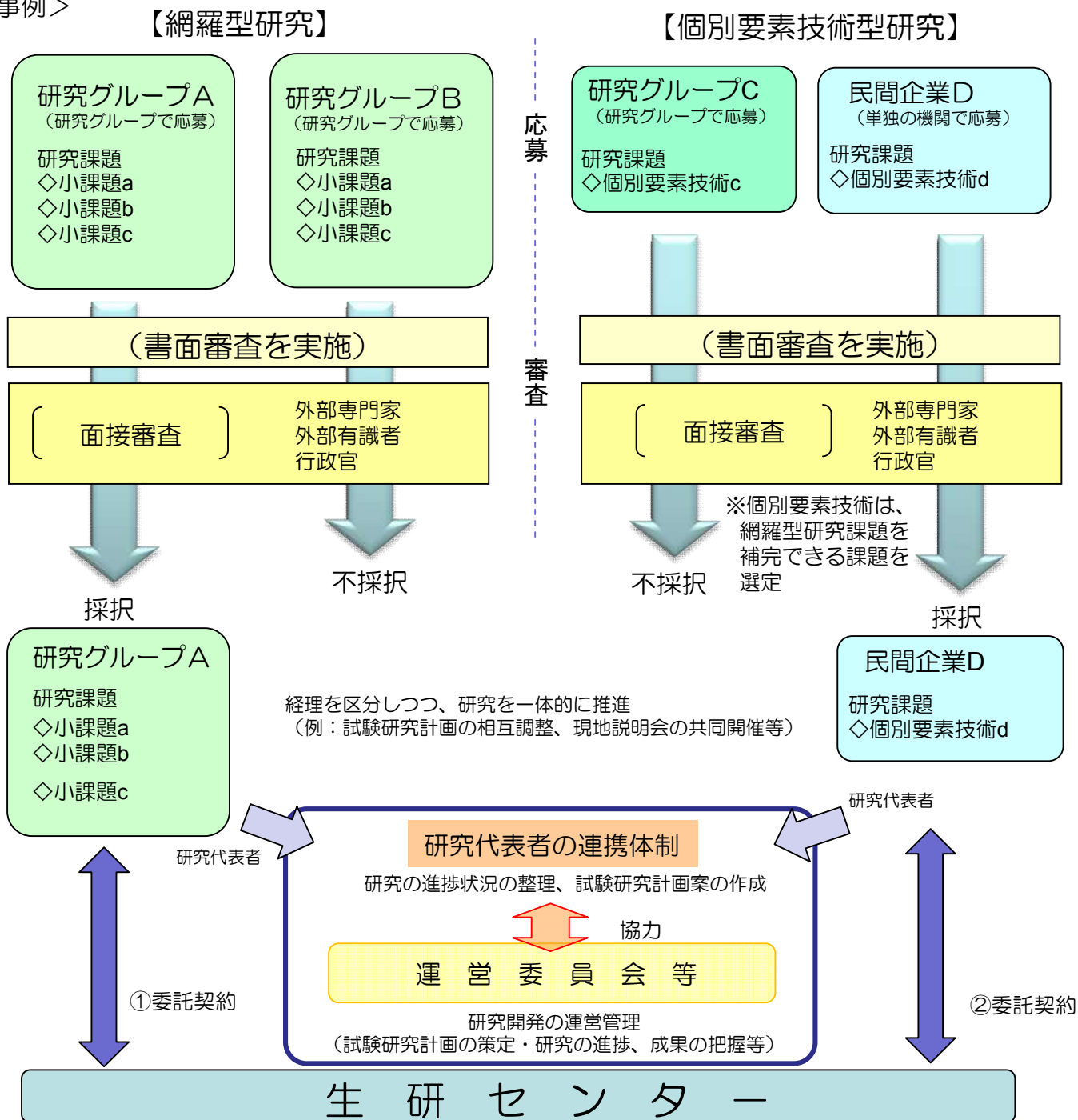
○研究課題公募方針

◇公募は次のいずれかの類型ごとに実施

- (1) 技術的課題全般を網羅した技術を提案する試験研究計画書【網羅型研究】
- (2) 技術的課題の個別要素技術を提案する試験研究計画書【個別要素技術型研究】

◇「網羅型研究」は研究グループによる応募、「個別要素型技術型研究」は単独又は研究グループによる応募

<事例>



採択課題について、生研センターとの契約は採択結果の公表に応じて行います。その上で各研究が連携して実施されるよう、以下の対応をお願いいたします。

- ① 網羅型研究の受託者は個別要素技術型研究の受託者と研究グループを構成し共同で研究を行っていただく場合があります。
- ② 研究開発の運営管理上、研究分野ごとに運営委員会を設置します。各受託者の研究代表者は、他の研究代表者と連携体制を整備し、運営委員会の単位で、研究の進捗状況の整理、試験研究計画書の作成等に御協力いただきます。